

平成27年第2回定例会議事日程（第3号）

平成27年6月19日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

丸 谷 一 秋 議 員

梅 津 義 信 議 員

太 田 文 則 議 員

山 本 定 生 議 員

岸 本 加 代 子 議 員

是 石 利 彦 議 員

平成27年第2回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成27年6月19日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月19日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会 計 管 理 者 (兼 務)	奥田 健一
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	江河 厚志	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	田中 修		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、おはようございます。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに、議長よりお願いいたします。発言は、必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう、皆様の御協力をよろしく申し上げます。質問者は、通告からそれない、明確な質問を行い、質問時間の有効利用をお願いします。さらに、答弁者は、質問内容をよく聞いて、明確な答弁をお願いします。傍聴者へお願いします。規則上、拍手や発言は禁止されておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。先ほども述べましたように、質問は通告の内容に沿ってお願いします。また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく申し上げます。

質問者の質問時間は答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者も効率的な議事運営への協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。9番、丸谷一秋です。通告に基づいて質問したいと思います。

1、（1）人口減少・高齢社会への取り組みについて、①人口の将来推計について。

人口の推計につきましては、国立社会保障人口問題研究所によると、人口の減少と少子・高齢化は今後も継続するものと見込まれ、おおむね20年後の平成47年には人口4万が3,000人程度減少すると推計をされておりました、人口減少社会だから、大抵の地域を見ればどんどん人口が減って、高齢化率は上がっていくと極めて悲観的なものです。今のマスコミや政府によりましても、はやされた地方創生というのは非常に危険な箇所がありまして、特に選択と集中という

言葉の裏には選択されない地域が当然できて、結果として地方創生は地方の切り捨てや農村たのみにつながるのではないかと指摘されております。

将来的な人口推計についてどのようなお考えをお持ちか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

将来人口推計についての町の考え方についての御質問でございますが、人口減少は本町のみならず、全国的な大きな課題でございます。国におきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、昨年12月末に日本の人口の現状と目指す将来の方向性を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図るための5カ年戦略であります「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されております。

本町の人口推計につきましても、これら国の考え方に沿って行ってまいりたいと考えてございます。国が策定いたしました「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、人口減少時代の到来による経済規模の縮小の懸念と東京圏への過剰な人口集中の傾向が今後も続く可能性が高いこと、そして今後は人口減少の対策として、出生率の向上と東京圏への一極集中を是正する社会システムの構築を同時並行的に進める必要があることなど、現状と課題、そしてその取り組みの方向性が示されるとともに、日本を維持していくために、45年後の2060年に1億人程度の人口維持を目指すことを目標とし、若い世代の希望が実現し、出生率が向上して、近年全国で1.4前後で推移しております合計特殊出生率が、2040年に人口に置きかえた水準で2.07が達成された場合には、45年後の2060年に1億人程度の人口が期待されること、そして2090年ごろには若返りの時期を迎えることとなるであろう将来推計がなされておまして、的確な政策を展開し、官民を挙げて取り組めば人口減少に歯どめをかけられることが可能であると記されてございます。

本町の人口推計におきましても、このような国の人口推計に準じまして、町の人口についての現状分析と課題の抽出、その課題に対応する人口維持、増加に向けての必要な施策の選択、その効果を反映した場合の将来人口の推計等を行い、皆様にお示ししたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。我が町、近年の我が町のことですが、今若い人の間で田舎に住んでもいいという人がかなり数増えておられます。20代、30代という、ほとんど都会で暮らしたい、都会に就職したいと思われている方がほとんどだったけど、今は約50%の若者が、20代の方の男性が地方に住んでもいいということをおっしゃっております。その背景には、都会で暮らすとなかなか結婚ができないとか子供ができないとか厳しいデータがあることか

ら、だんだんとこのように若い人の中でも地方で暮らしてもいいという声広がっているところ
です。

一方で、女性に関しては、またこれがおもしろい取り組みでして、女性に関しては、30代、
40代、50代の子育て世代が、もう都会に住まずに田舎に暮らしたいと言われてます。本町で
はこのIターンの取り組みについてどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まずこの吉富町を広く知っていただくことが重要であると思います。今年度町のホームページ
のリニューアルを予定しておりまして、その際に観光物産振興、それとあと子育て支援、それか
ら移住・定住促進などの特別なサイトを構築いたしまして、そこでまずは広く吉富町をPRする
ことが重要であると考えてございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 今後、国から示されたビッグデータ、この中には人口の基礎デー
タが示されております。転入・転出の状況であるとか、出生に関する分析などもこのビッグデー
タに含まれておりますので、そういった中での考察も行いながら、算出された人口推計、また市
民の意識調査の中で、結婚、出産、子育て、また地方移住や地元就職などの希望調査、そういっ
たことにも踏み込みながら、人口に関する目指すべき将来の方向性を定めてもらいたい。

次行きます。②企業誘致と人口増加対策について。

一般的な企業誘致に関しては、どこの自治体も同じように一生懸命取り組んでおられると思
いますが、特に今吉富町がやらなければならないことは、若い女性に特化した政策をどのよう
に行っていくのかということにやはり政策を集中しなければ、予算、財源の問題もあるし、そう
いった問題に取り組んでいこうという姿勢がまず吉富町にあるのかどうかというところであろ
うと思います。

当然、就職ばかりでなく、子育て支援策、特に夫婦共稼ぎで子供を預けたい、あるいは保育料
が高い、その保育料を無料にするのでありますとか、そういった子育て支援というものを充実を
させながら、ゼロ歳のさらなる受け入れであるとかそういったところを、とにかく吉富町の場合、
就労とあわせて対策を練らなければならないと思います。これについてもお聞きしたいと思
います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

企業誘致についての町の考え方についての御質問だと思いますが、まず企業誘致につきまして

は、本町では平成17年の4月1日から、町内における企業立地を促進するために奨励金を3年間交付する制度を設けておきまして、町内の事業者等の新設のみならず、増設または移設した場合にも、それに伴って取得した土地・家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額の2分の1を奨励金として交付するようなこういった制度を設けてございます。

このような施策の実施をしているところではございますが、国のまち・ひと・しごと創生の総合戦略におきましても、仕事の創出が地方創生のために重要なポイントであるとされているところでございます。そこでは、人口減少と地域経済縮小の克服として、地方に仕事をつくり出すことで地方に人を呼び、その人がまた仕事を呼び込む好循環を確立することで地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える町に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営みまして、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務であるとされております。

本町におきましても、本年度に策定いたします吉富町のまち・ひと・しごと総合戦略の中で、こういった企業誘致とあわせまして、女性に特化したというわけではありませんが、若い世代を中心とした創業支援についても施策の検討を行っていくことが必要ではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 誘致をする企業への本町の期待といたしましては、雇用創出効果が高いこと、雇用にとくぞく性、安定性があること、そして将来への成長性があることなどを基本に考えたらどうでしょうか。例えば本町の会社、ハイダイ工業さんにおかれても、優秀な人材力が確保でき、そして女性が働き活躍する場所に期待をしておりますし、この辺の感想はどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今議員さんがおっしゃいました意見も十分考慮いたしまして、計画を策定いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） この問題について、町長、この企業誘致の問題についてどうお考えですか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私どもだけではなくて、全国の市町村が企業誘致に一生懸命取り組んでいると思います。本町においても、企業誘致をやはり1つの柱として取り組んでいきたいという

ふうに思っております。

また、過去を見ましても、大企業ではありませんが、それなりの企業が本町に進出をしております。例えばスーパーのマルミヤさん、あるいはキドシステムさん、アイエヌラインさん、スーパーコスモスさん、それから特別養護老人ホームのさくら苑さん、あるいは今工事に着手をしておりますが、和井田地区になるんですかね、ビジネスホテルができる予定になっております。

このようなことで、我々、町のサイズに合ったような、あるいは町の有効な土地活用ができるように、そして、そこに町内の人材活用ができればというふうに思っておりますし、また、商工会さんが中心になって、町内企業の方々に、今営業しております部門とはまた違う、新しい多角化経営の部門の進出も試みていただけるように御指導いただいております。それから、若い方にも吉富町で起業しましょうというような御指導いただいております。そして、ことしの新年挨拶の会の時にも若い起業された経営者が参加をしていただきまして、町内の皆様方と顔見知りになりながら、事業展開を進めていっていただけるように今環境をつくっておりますので、そういう面でもっともっと活発化になればというふうを考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。

次は③高齢者人口対策についてでございます。

高齢化、高齢化率は平成47年には約40%になろうとしております。高齢者人口対策として一番望まれることは、健康寿命の延長があらうと思います。我が町では具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 質問についてお答えをいたします。

平成27年4月1日の高齢化率でございますが、吉富町は28.9%、郡内においては最低でございます。なお、政令市等を含む福岡県内の60市町村の中でも31位ということで中間の位置を占めております。

御質問にございます具体的な取り組みについてということでございますが、地域で助け合い、いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちづくりを基本理念とし、本町の平成27年度から29年度までの高齢者施策の方向性を示す高齢者福祉計画を本年3月に策定しております。その中に高齢者保健福祉サービスの目標値を定めております。具体的には、あいあいセンターで開催しております健康教室、総合健康相談、健康診査、がん検診、介護予防事業などに参加をいただき、生活習慣の見直しを課題とし、医療や介護に頼らずに、自立した生活を送ることのできる健康寿命の延伸に向けた取り組みを行っております。今後もさらに、先ほど申し上げました各事業

の啓発と事業の推進に図る次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ある町では、まず、歩こうプロジェクトというのをスタートさせております。これは2名の健康運動インストラクターの配置することによりまして、町内すべての自治組織を対象に、ノルディックウォーキングの体験会を開催いたしました。というイベントの実施するなど、町内の全域におきまして健康づくりのそうしたリーダーの方や町内の皆様の協力を得ながら、ウォーキングを中心とした運動の啓発と実践を行っています。このように運動とか健康事業の推進とあわせまして、こうした啓発活動、環境整備を重点的に取り組んでいる中、町民の方の健康づくりに対する関心の高まりというのを実践をしてきてる。今後、町民の皆様への啓発活動、そして健診事業の充実に引き続き取り組んでまいりますとのことでした。または、北九州市、大分県宇佐市では、障害のある人、ない人、高齢者の方たちもできるスポーツ、風船バレーを楽しくやっておられました、健康運動をなさっています。こういった取り組みについては、課長、どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

町では従来から健康づくり団体の育成並びに場の提供、人材の派遣などに努めて、自主的な健康づくりグループがございます。ピンシャン体操、いきいきビューティー、生命の貯蓄体操、太極拳、ヨガなど、健康づくりに関心のある方はこのような団体に参加し、また近所の方と朝夕ウォーキングされてる方がおられます。町内全体で自治会組織を対象に特定種目による健康づくり事業より、いろいろな選択肢の中で自分に合った健康づくりが必要だと思っております。

先ほどおっしゃられました風船バレーにつきましては、風船は軽量で速度もつきにくいこと、高齢者の方や車椅子の方でも安心して参加でき、何か風船の中に鈴が入っております関係で、視覚障害者の方にもとても対応しているという話は聞いております。

しかしながら、町としては今年度、理学療法士、作業療法士による基本的な機能回復をサポートいたす取り組みを予定しております。風船バレーにつきましても、今後の検討課題とさせていただきます。

今後も健康づくりのため、各施策の普及に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） じゃあ次行きます。（2）の高齢者福祉についてでございます。

①今後の認知症施策の方向性についてでございます。

本町では昨年度介護保険事業計画を策定され、その事業を既に実施されておられます。今回はこの介護保険事業を推進する中で町民の方の大きな課題と問題であります認知症について、介護保険法での認知症に対するケアの充実で一定の役割を果たしているとは思いますが、まず、吉富町の認知症の方への取り組みについて、どのような取り組みをなされ、どのような効果があったのか、具体的に伺います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

本町の加入しております福岡県介護保険広域連合は、ことし3月に今後3年間の計画を期間とする第6期介護保険事業計画を策定しており、その中に認知症施策の推進、事業名といたしまして認知症総合支援事業で今般介護保険制度改正により、地域支援事業の包括的支援事業といたしまして新たな事業を位置づけております。包括支援センター等に認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケアの向上推進を図るための認知症高齢者の家族支援や認知症ケアに係る多職種の連携等を行うものでございます。

当町では今年度、地域包括支援センターに看護師資格を持つ認知症地域支援推進員を配置し、認知症対策に取り組んでいるところでございます。まだ効果についてははっきり出ておりませんが、早期に医療機関に受診を指導しており、それなりの効果はあったものと認識しております。

なお、今月の広報に連載させていただいておりますが、認知症の介護相談、交流会の開催もいたしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） これは近隣の市町村のことなんですが、認知症の患者と家族を支えるカフェ開設とありましたが、認知症患者と家族、地域の人らが集う認知症カフェ「さくら」が6月の13日苅田町にオープンしました。町内で初の開設となる。同町の町総合保健福祉センターのボランティア室が毎月第2土曜日、午前10時半から午前の間カフェとなる。運営するのは介護を考える会「なの花」と出てました。この内容は、課長が今言われた、地域包括支援推進員を配置し、認知症対策に取り組んでおりますと言われました。苅田町がこれ開設した内容とほぼそういうことでいいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

老人福祉センターの玄関入って右側にサロンという部屋がございます。そこで認知症を介護されてる方、もしくは本人さんとの交流会を、先ほど申し上げたとおり、広報に連載させていただ

きましたところ、人数的にはわずかなものでございましたが、今後それを広げていきたいと思
います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 次行きます。②高齢者グループホームにおける防火安全対策につ
いて、二、三質問させていただきます。

2月の8日に発生しました、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでの火災は、4人の
入居者が死亡するという痛ましい結果となっております。原因はリコール対象の加湿器と報道さ
れておりますが、いずれにせよ、スプリンクラーが整備されていないなど、施設上の不備が指摘
されているわけでございます。

そこで、本町の認知症高齢者グループホームは2施設ございますが、防火設備の状況はどの
のか、お伺いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

関係法令による設置義務のあるスプリンクラー、避難器具等は2カ所ともきちっと整備されて
おります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。整備と申しますか、スプリンクラー整備されてい
るということで非常に結構なことだと思いますが、幾ら整備されておっても、グループホームで
の夜勤をされる方が定員9名につき1人ということを知っており、実際に火災発生の際には対
応しきれないのではないかとと思われるわけでございますが、それぞれの施設における具体的な避
難など、対策について把握されておられますか。また、今後どのような対策が必要と考
えられるのか、お伺いをいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

毎年地域密着型サービス事業者の実態把握報告がございます。その中に防火管理に対するきち
っとした計画が出ております。先ほど言われたとおり、グループホーム1ユニット9人でござい
ます。9人に対しても、夜間の、夜間勤務の方は1名ということでございます。グループホーム
の会議に以前私も参加させていただいておりましたが、地域の自治会長さんもその委員の中に入
ってございまして、そういう防火体制、もしものときの協力体制はお願いをしていると思
います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 本町では高齢者福祉としてさまざまな施策を行っておられますが、やはり一番の高齢者福祉というのは、高齢者の方々が元気で長生きしていただくことにあるわけでございます。よって、災害、事故、火事などが絶対にありませぬように今後ともしっかりとやっていただきたいということをお願いして、私の一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員議席4番、梅津義信です。質問事項に従って、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

吉富町民の笑顔を大切にする取り組みについてという項目で、私は町議会議員として、この町を笑顔でいっぱいになりたいと2期8年訴えてきました。また、そのことに大きな支持を得ていると確信しています。今改めて、私にとって3期目の第1回目の定例議会一般質問で、執行部の皆さんの御意見を伺いながら、私の考えなども披露し、質問していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1番目の①のところ、行政において、町民の皆様の笑顔を大切にする取り組みに値するものがあるというところでお聞かせ願ひたいんですけども、書いてないですが、サービスには目に見える行政サービスもありますし、心を楽しくさせる、心を豊かにさせる、笑顔も、物質的に物をもらって笑顔になる笑顔もありますでしょうし、心を、物すごく優しくされて笑顔になるというのは人間あると思うんですね。だから、その両面で、もしあればお考えをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

本町では、平成23年度から平成32年度までを計画期間と定めました第4次総合計画に基づきまして、「誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち・小さなまちにあふれる輝き」を将来像に掲げまして、この町に住んでいてよかったと、誇りを持って暮らせる町を目指して、さまざまな分野で事業を進めておるわけでございます。

今議員さんから御質問をいただきました、町民の皆様の笑顔を大切にする取り組みということなんでございますが、町といたしましては、総合計画の基本目標として掲げてございます「快適で住みよいまちづくり」、それから「人が輝くまちづくり」、「活力あふれるまちづくり」、「いきいきと活動するまちづくり」、「人を大切にすまちづくり」、これらの5つの基本目標に向けて一つ一つ丁寧に取り組みを進めていく、このことこそが町民の暮らしの豊かさの向上、

ひいては町民の皆様の笑顔につながっていくのではないかと考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今回の私の質問自体が、先輩同僚議員が常々質問している、今回も上げておられることを、それを任務として遂行すれば、それがすなわち町民の笑顔に直結するんだろう。先ほど企画課長が大まかに言われた、そういうこととあるんだと思いますが、私がこの第1回の定例議会においてあえて聞きたいのは、やっぱり物質的な面と、先ほど冒頭言いましたように、心の面とあると。1年、2年前にブータンからですか、国王様が、国王夫妻が見えた時にも非常に心について訴えられてましたけども、人間は現在の笑顔も大事であるけども、たとえ今苦しくとも、将来に向かって希望と夢を持てば、たとえ現在の置かれた状況が苦難の状況であったとしても、笑顔になれるもんじゃないかというふうに考えます。

そういったところで、今の企画課長の意見でも十分わかるんですけど、自分なりに気持ちを、意見を言わせていただきますので、答えていただきたいと思うのは、まず、この小さな7,000余りの町民の中で、まず、本町の町のあるべき姿として、高齢者は若い者を慈しみ、若い者は高齢者を敬う、そういう、これもまた漠然とした、具体的なこういう施策でどうだちゅうふうな質問じゃないので答えにくいのかなと思うんですけども、あるべき方向としては、もう1回言いますよ、高齢者は若者、幼子を慈しみ、若者は高齢者を尊敬し敬う町、こういう町を私はずひつくらなければいけないと思うし、また、行政と我々のほうも手を取り合い、住みよし町をつくらなければいけないんじゃないかというふうに思うんです。

個別具体的なこういうことはどうなのかということは今回あえて申し上げません。ただ、この6月の定例議会、第1発目の定例議会の一般質問で、今聞いた、3回目言いますね、高齢者は若者、幼子を慈しみ、若い者は高齢者を敬う、こういう町をぜひともに手を取り合ってつくっていきたいと思います。この件についてのお考えを伺いたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今議員さんおっしゃいました意見はごもっともだと思いますが、本町といたしましては、先ほども言いました、いろいろな施策を行ってございまして、子供の笑顔を大切にするような取り組みもございまして、高齢者の笑顔を大切にすることもございまして。それに限らず、吉富町民全員を明るく笑顔で暮らしていただけるような、そういった施策もあろうかと思います。総合的に取り組みをいたしまして、最終的には町民皆さんが笑顔で暮らせるようなまちづくりを策定していければと思ってる次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 企画課長に御答弁していただいたとおりでと思います。私にとって3期目の第1回目の定例議会でこういうことを聞いたということは、私にとってはある意味これは憲法なんです。こういうことを行政には確認できたということで、私は次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問は、先ほど企画課長のほうにも御答弁した時の質問にもありますように、一口に笑顔といっても、先ほども言いました内面の笑顔とあると思うんですね。だから、町民の皆さんに今をもちろん快適に楽しく、にこにこ笑顔で過ごしてもらいたいというのは当然のことだと思うんですけども、時にやっぱし厳しい、ちょっとここは我慢していただかなきゃいけないのかなちゅう思う面も、やっぱし町として施策を行っていかにかいにかんときはあるんじゃないかと思えます。そのためにはやっぱし町民に明確なビジョンと、またこうすれば、こうすることによって、最終的には、今は苦しくとも笑顔になりますよ、そうか、わかった、町民のほうもわかったと、そういうことなんですということになって、嫌なことも時に厳しいなと思うようなことについても、これが将来的に町のためになるならば、じゃあ協力しようかという町民の気持ちにもなるだろうし、またいろんなボランティア活動についても楽しく参加してくれる人が増えるんじゃないかと思えます。

そういうことを前置きといたしまして、町長に2番目のところで聞いてみたいと思います。行政とともに住みよし町を手をとりつくるために、これからの4年間、町政をどのように進めていくのか、町長の思い、施策等を、この手元に所信表明なんかもあるんですけども、再度そのことを聞いてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今の御質問ですが、本議会の開会日に所信表明をさせていただきました。その折にも申し上げましたが、それと6月号の広報にも町民の皆様と同様の御挨拶をさせていただいております。その中で、私は今まで2期8年間、まずは公正・公平を第一に取り組んでまいりました。2番目には町民の一層の幸せの追求に努力をしてまいりました。3期目になりますこれからの4年間につきましては、広報にも所信表明にもあらわさせていただきましたが、教育あるいは福祉、産業、環境、行財政を大きな柱にこれからの町政運営をしていきたいというふうに思っております。そして、町民参加の行政運営と毎年定例的に開会をいたしております行政懇談会を通じて、町民の皆様とともに公正・公平な町政を心がけていきたいというふうに思っております。町民と行政が共通の目標と認識を持って、同じ目線で互いが協力しながらまちづくりをすることが、今議員が言われた、穏やかで明るいまちづくりの第一歩だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 本町は、いろんな方から私前々から聞いて、いい評判として、非常に吉富町民というのはたおやかな町民性を持っていると。私はそのことに非常な喜びと自信を持って、私は吉富町民であるということを誇りを持って、遠くに行った時にも吉富はこんなところだよと、非常に町は、町民性はたおやかだし、いい町ですよということを言ってるわけですけど、今町長に質問した折に、所信表明でも言ったと、そして広報にも、まことにそのとおりです。そのことをあえてまたこの一般質問で取り上げた私なんですけども、最後に、この1点だけ町長に約束してほしいことがあります。それは、町長には常に笑顔でいてほしい。だから、庁舎内を歩いて回る時も、また町内を移動する時も、余り苦虫をつぶしたような顔でいないように、努めて、そりゃあおなかが痛い時もあるでしょうけども、できればもう笑顔で、日々町長として、現在もされてると思うんですけどね、いかがでしょうか。私は笑顔で、常に町民に笑顔でいてほしい。町民、また庁舎内で行政マンに対しても笑顔で頑張れよと、そういうふうにしてほしいなという、これは私の要望ではございません、意見です。御返事お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私は常々自分に対して、どういう人間だろかと思っておりますが、自分としては、多分吉富町民の中で私が一番素直で優しくていい人間だというふうに思っております。以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今の町長の答弁は、私は梅津に言われるまでもなく、常に笑顔で生活してるよと、心配しなさんなということと受けとめまして、私の一般質問を終わります。以上です。

.....

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員議席3番、太田文則です。通告文に沿って質問いたします。

本題に入る前に、今現在、築上東部乗合タクシーと町内巡回バス2台が運行されております。前者のほうの築上東部乗合タクシーは、上毛町を起点にして、中津駅を終点、またその折り返しで動いてると。町内巡回バスは町内ですね、各停留所がありますが、それらで利用される方はその停留所へ行って利用している。平日約7便ですか。そういった2台のバス、タクシーで町内の町民の方々の足を、買い物なり病院なり、駅に行って近所のスーパーで買い物をしたりとか、そういうことで町民の方々の足を運んでいるというか、そういうことで2台のバスなりタクシーが運行されています。

そこで、まず本題に入りますが、町内巡回バスの臨時便についてということで、これは担当課長にお尋ねしますが、町主催・共催行事などのイベントの開催時に町内巡回バスの運行はできないかということに対して御意見をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

町内の巡回バスにつきましては、現在、太陽交通に委託しまして運行している状況ですが、現在、日曜日と祝日の運行につきましてはいたしておりません。それで、当然、町主催・共催行事等のイベントも日曜日に重なりますけども、運行はしておりません。講演会またはイベント等の行事について、特別に運行するということは今のところは考えてはおりません。どうしても送迎の必要がある場合は、主催者側等で送迎について対応していただきたいというふうに考えております。日・祝日の運行につきましては、後ほど岸本議員さんの質問にもありますが、運行経費の削減、それからアンケート調査の結果から、現在は運行はしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） もともとこの町内巡回バスの目的というか、その目的は何だったんですか、それをちょっとお聞きかせ願えますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

もともとの目的は、西鉄バス京築株式会社という会社が運行していた中津・行橋線、それから友枝線の運行廃止ですね、運行廃止に伴いまして、本町におけます地域住民の交通手段の確保のために巡回バスを運行していきまして、現在は特に高齢者の方の交通手段というふうになっております。廃止されたのが平成13年の4月1日に廃止されております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） そのスタート時点の時に、日曜・祭日は運行されていたんですか、それもちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 民間の会社ですので、当然休みも運行していると思います。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 巡回バスに対してのスタート時点で日曜・祭日は運行してたのか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 濟いませぬ。スタート時点は日曜日も行っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 3回になりますけれど、特別肝心なところですから許可します。

○議員（3番 太田 文則君） この日曜・祭日に運行されていたということで、平成13年の4月1日に廃止されたということで、何が理由で廃止になったのか、そのところを教えてください。例えば住民の、町民の方の利用が少なくなったのか、そういう要望が増えたのか、経費節減なのか、そこんことを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

そもそも立ち上げた時点で、平成16年の4月から同じく16年の12月までの9カ月、この9カ月間運行状況をテストしております。そのテストで日曜日、テストの結果によって、日曜・祝日を運行するかしないかの判断を9カ月間の中で決定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） まだ。

○議員（3番 太田 文則君） 質問を変えます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。（発言する者あり）1つの質問に対してもう3回以上いって
ますから。（発言する者あり）また別な場所と時間で総務課長にお聞きください。それでいい
すか。

○議員（3番 太田 文則君） 最後にいいですか。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（3番 太田 文則君） ぜひ、こういう運行バスをぜひ日曜・祭日のイベントの時に運行
できるように期待をしまして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） それでは、暫時休憩をとります。休憩は11時5分まで。
再開が11時5分からです。

午前10時57分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。
山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議席2番、山本定生です。

午前中の一般質問、私ほとんどしたことないんでちょっと緊張しておりますが、皆さん、通告
に基づいて一般質問を行います。町民の皆さんにわかりやすく、簡潔、明瞭な答弁をお願いして、

一般質問に入ります。

1 番、吉富町総合教育会議について。

1、去る5月27日に役場前に告示されましたこの会議について、町民の皆さんにわかりやすく、詳細な説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 回答いたします。

吉富町総合教育会議についての御質問でございますが、まず、総合教育会議について御説明をさせていただきます。

この会議は、平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により設置されたものでして、この改正法による法第1条の4、第1項において、地方公共団体の長は総合教育会議を設けるとされているものであります。

この総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会で構成されております。そして、教育に関する大綱の策定、それから地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的な施策、そして児童生徒等の生命または身体に被害が生じ、または生じるおそれがあると見込まれた場合等の緊急の場合の措置についての協議、事務の調整を行うために設けられたものでありまして、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場となるものであります。

御質問の吉富町総合教育会議は、この法律の規定に基づいて設置したものでございまして、本町の教育に関する大綱及び法で規定されています項目について協議、調整を行うものであります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、この会議の内容について詳細な説明を受けました。これによって、吉富町の教育について、首長、執行機関と今までの教育委員会というのは分離されておりましたので、それがあつて話し合いをしながら進めていくというふうな説明だったと思います。

ですが、今のところで1点ちょっと御質問があります。この首長が参加する教育委員会との会議というふうな説明かと思うんですが、これをいつ、どのようなときに開催するのか。定例会なのか、緊急性があつて非公式にすぐに開催できるのか、その辺のことが今説明にはなかつたので、ちょっとその辺1点お聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） これは、後の質問とも関係があるわけでございますが、今お答えしたいと思います。

必要に応じて行うわけでございますが、現段階におきましては、基本的には年2回開く予定にしております。まず1回は、当初予算に関することについてのことでございまして、予定ではご

ざいますが10月ごろです。それから2回目は、年度の評価及び次年度の方向性等についてということで、3月ごろ——これは予定でございます——の2回しております。

ところが、本年度は教育の大綱を策定するという大きなことがございますので、回数は若干ふえると、そういうふう到现在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。

では、2番目の質問に移りますが、2番目の質問、この会議の今後の方向性、重点ポイントはどこに置かれているのかお尋ねしますとありますが、それに、今言われた年2回ということですが、緊急性という形での開催はされないのか、それも含めてちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 先ほど、基本的には2回と申しましたが、必要に応じて行うわけです。例えば、協議、それから調整の中身といたしまして、先ほど申し上げましたが、児童生徒の生命または身体にかかわるとそういったこともございます。例えば、あつてはならないことではございますが、いじめ等により児童が、生徒等が身体的にいろんな場合にあったと、そういった緊急性もございます。または、学校の施設等の整備でどうしても必要だと、そういった場合は、その場に応じて臨時に行くと、そういうことも予定をしております。

それから、今後の方向性、重点ポイントということでございますが、方向性につきましては、先ほども申し上げましたが、教育に関して協議、それから調整のために必要に応じて開催する予定にしております。

重点ポイントという御質問でございますが、これはこの総合教育会議を設けた趣旨にもございますが、従前の制度において首長、町長は予算の編成、それから執行及び条例案の提出等、教育行政に大きな役割を担っておりますが、首長と教育委員会の意思疎通を今まで以上に十分行い、地域の教育の課題、それからあるべき姿を共有することがこの総合教育会議の最大の重要なポイントであると考えております。

したがいまして、そのあたりを十分認識しまして、まずは今後の町の教育行政の総合的な施策として定めます教育に関する大綱の策定、このための協議を重点的に進めていく予定にしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の重点ポイントなど、いろいろとお聞きいたしました。そこでちょっと若干私も疑問が今ありますのでお聞きいたします。

今までの吉富町では、首長が教育に関して今まで意見を述べる場とか調整する場というものはありませんでした。一つお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 教育委員会と町長が同じ場で議論し合うと、そういう場は今までありませんでした。ですから、こういった総合教育会議というものを設けて行く、そういうことでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですか、わかりました。

それと、先ほど1問目の質問とちょっと重複してしまうんですが、この会議の招集権はどこにあるのでしょうか。どういう形で招集することができるのでしょうか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 招集権は町長でございます。ただし、必要に応じては委員会のほうからもそれを要請することはできます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。先ほど言われたように、いじめとかそういうものがあると、やはり町長ではなくて、教育委員会のほうにいろいろな問い合わせだとか苦情とかが入ってくると思います。ですから、教育委員のほうからも招集ができるということをお聞きしたんで、若干安心しております。

続きまして、ちょっと3番のほうに移ります。この会議について、または吉富町独自の計画はあるのでしょうか。今回、説明では、国の施策により設置したというふうにお聞きしましたが、そうではなくて町として何かあればどう考えているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 吉富町独自の計画はどう考えるかということですが、今回の御質問の中での独自の計画というのは、教育に関する大綱ということであろうかと受けとめております。この大綱につきましては、法第1条の3で規定されておりますが、その地域の実情に応じとありますように、吉富町の教育等の実情に応じて、住民の教育に関する意向も踏まえ、就学前教育または教育環境の整備、それから放課後対策、学力、体力の向上、また現在行っています英会話教育、そういった独自の施策等を教育委員会と協議、調整しながら吉富町の大綱として今後策定していきたいなど、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、教育行政トップである教育長のほうから、るる説明を受けました。今回のこの法律改正に伴う新体制、この体制では首長が主体となりこの新しい教育行政を行うということです、町長のほうに今回の法改正に伴い、今後の考えとか何かありましたらお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回の法律改正に基づきまして、総合教育会議を設置をされました。私も首長にとりまして、これから教育委員会との意見交換等が定期的にされるということになりましたが、本来政治と教育の問題ではいろいろと微妙な関係がありますが、ほどよい距離を保ちながらやっていくために必要なものだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、町長の説明をお聞きしましたが、ちょっと若干よくわかりませんでした。政治的中立性というものが教育行政には大事でございますので、そのことをしっかりと見据えた上で進めていただき、国が定めるこの総合会議、この設置の理由の中でも重点なのが、児童生徒の保護など緊急を講ずべき措置というのがあります。この会議設置が名前だけの会議に終わらず、子供たちの成長にとって必要不可欠であり、子供たちの未来のためになってほしいと願ひまして、次の質問に移らさせていただきます。

吉富町青少年健全育成町民会議について。

1、駅利用者や周辺住民からの治安に対する不安の声を聞いてからか、会長である町長の決裁のもとで3月から4月まで急遽行いました吉富駅前巡回や指導などの対処での結果と報告を求めます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

駅前対処での結果と報告ということでありまして。町民会議の駅前パトロールについてお答えいたします。

このパトロールはJR吉富駅の利用について、住民から、中高生と思われる生徒が毎日数名駅前に集まり利用しにくいとの相談や、その様子を知った町民会議の会員さんから、何か対策をとるべきではないかとのお話があり、町民会議としてまずできることから取り組むこととし、行ったものであります。

具体的な内容につきましては、3月3日から4月の10日までの平日の午後4時半から午後

5時半までの1時間、小中学校や豊前警察署並びに町内の各種団体の代表であります町民会議の常任理事と理事を初め、駅の管理を委託しております商工会、町の関係課、防犯担当の総務課、駅の管理担当課の産業建設課、町民会議の担当課であります教務課と中学校組合職員で1日5人から6人のグループをつくり、延べ29日間、延べ人数201名が参加して駅前パトロールを行いました。平日の同時刻に大人がパトロールを継続して行うことにより、日を追うごとに集まる生徒の数や日数が減少してきたので、そういう意味で一定の抑止力があったものと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明を受けました。3月3日から4月10日までの間に、延べ201人の町民会議の皆さんで活動されて、日を追うごとに対処、効果が表れたというふうにお聞きしました。

その後はもうやられてないんでしょうか。その辺一つお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） とりあえずの取り組みとしまして、3月3日から4月10日まで行いました。その後につきましては、町民会議として駅前パトロールの実施はしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2つ目ですね、同会議の今後の方向性と重点ポイントはどこにあるのかをお聞きしますが、それと含めて、今後その駅前のほうを同会議でやられる予定とかそういうものは全くないんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 駅前のパトロールにつきましては、今のところ今後の予定は計画をしておりますが、町民会議では会の目的であります時代を担う青少年が本町の将来の発展のため、常に健全な心と身体を維持し、文化のまち、平和なまちづくりの形成者として成長するよう、町民こぞって手を携え、理解と認識を深めつつ、健全育成を目指すための諸活動を継続して行っていきたいと考えております。

そのような中で、町民会議の平成27年度の事業計画にも掲げておりますが、町、教育委員会、小中学校及び町民会議が提唱しております吉富町子供を見守る運動の取り組み強化を図っていく予定であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 当面、今回やられたのはとりあえずやって、次は予定されていないということなのですが、3月3日から4月10日という期間が、これは学校でいわゆる仮卒だとか春休みという期間に大体対象になったわけですね、今回。4月10日以降というのは新学期が始まってからなので、それ以降のほうが私は少し重点的ではないかなというふうな気はするんですが、そのようなお考えはちょっとないのでしょうか。そういう案とか何かそういうものはこの会議で出てないのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

今議員さん御指摘の点につきましては、言われることももっともだという点も認識しておりますが、会としても総会をしました折に、皆さん方の今後の取り組みの御提案とかもお聞きしました中では、具体的に駅前パトロールをしようという意見等は今のところ出ておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうでしょうね。急に始めたものですから、なかなか皆さんがもっとやろうというふうには言わないと私も思います。

続いて、ちょっと質問移ります。

吉富町独自の計画、この町民会議で独自の計画、今回の駅前云々は別として、独自の計画とか何かあるのでしょうか、どう考えているのでしょうか。そこを一つお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 青少年健全育成町民会議の計画ということでお答えをいたします。

先ほどの御質問の中でもお答えをいたしました、町民会議の設置目的であります青少年が常に健全な心と身体を維持できるよう、そして健やかに成長するよう、町民会議としてできること、やるべきことを会員の皆様からも御提案をいただき、また協議しながら継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この青少年健全育成町民会議というものですが、多分これは県下ほとんどの自治体に似たような組織があるのかなと思います。

そこで、吉富町独自でつくられた形ではないのかなと思うんですが、この会議、いつ、どのような形で開催されるのか。いわゆる定期総会、定期会議というのはあるんだと思います。それ以外に、いつ、どのような形で招集するのか、誰がするのか、この会議の参加者から発案で会議を招集することができるのか。ちょっとその点を1点お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 会議につきましては、年に1回総会を開催しております。それで、会議の招集につきましては、会長から招集をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今質問で、ここに参加されている方から、例えば、こういう事案があるので開いてくれとかいう申し込みとかそういう申し入れはできないのか。それを町長に言って、町長が開催を決定しなければいけないのか。いわゆる議会と一緒にですね、招集権が誰にあるのか。そこをちょっとお聞きしたかったんですが。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 招集権は会長にあります。

それと、総会につきましても、定期総会と臨時総会というものを規定しておりますので、会員等申し入れがあれば臨時総会も開催は可能だと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今この青少年健全育成町民会議、いろいろと説明を受けました。

ここは、これに対して最終的に町長の決裁、町長が招集権がある、招集するというふうの説明を受けましたので、この会議の代表である町長、町長の考えをこの青少年育成町民会議についてお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今課長の説明では、町民会議の会長がということでありまして、たまたま私が会長を兼ねてるということになりますのでお答えをいたしますが、町民会議の招集等につきましては、定例会は必ず開催をいたしますし、また今後そういう状況があれば、そのときに判断をしたいというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今町長から、またそういう機会があれば開きたいと思いますというふうにお聞きしましたが、（「一般論」と呼ぶ者あり）一般論、（発言する者あり）何か言ってます。

○議長（若山 征洋君） 不規則発言、ちょっと待ってください。山本議員、続けて。

○議員（2番 山本 定生君） いいですか。それで、私が聞きたいことは、4月以降、その駅前巡回、その3月から4月まで行ったという駅前巡回、これを今後続ける予定だ、いやもしくは、これにかわるものとか、ここに対する対処、これを今会長さんである町長はどういうふうにお考

えでしょうか、一つお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） お答えをする前に、先ほどの私の答弁の言葉を置きかえないでください。後ではかの議員さんにお聞きになったらわかると思います。

今のところは、先ほどの答弁にお答えしますが、今現在のところは特別に開催をしようということとは考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 開催する予定はないということで、駅についてはもうこれは今お考えにないということでありましょう。せっかく初めて取り組まれた実動性や実行力がある期待ができることをなぜ継続して行えないのか、パフォーマンスととられても仕方がない結果で終わったことに対して残念であり、今後の活動に期待するしかできない無力さを痛感しながら、次の質問に移ります。

地方創生交付金について。

一つ、この内容について、詳細な説明と現在までに行った内容についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それではお答えいたします。

まず、地方創生交付金についての御説明をいたします。

この交付金は、国の平成26年度補正予算で創設されました地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型ということでございます。国から示されました本町への交付金の限度額は2,369万5,000円でございます。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、その総合戦略に盛り込む予定の事業を計画策定と並行しまして前倒しで実施するものに対する支援として交付されるものでございます。

これにつきましては、さきの平成27年第1回定例会におきまして、平成26年度一般会計補正予算（第9号）で関連予算を御議決いただきました。また、その予算額全額は、本年度、27年度に明許繰り越しいたしております。

この交付金なんですが、平成28年度以降に本格実施されることが予定されておきまして、その交付金の対象は地方版総合戦略に基づく事業、施策の実施について支援するとされておりますが、詳細につきましては今のところ明確な情報提供はなされてはおりません。

続きまして、現在までの取り組みの状況でございますが、平成26年度一般会計補正予算（第9号）に計上しております関連予算に関しまして、その根幹となります吉富町版の人口の長期ビジョンと創生総合戦略の策定についてなんですが、ただいま作成支援業務の委託事業者の選定を

行っております。予定としましては、7月からの事業実施を予定して準備を進めております。

それから、総合戦略策定のための基礎調査として実施を予定しております空き家調査業務につきましては、今一応業者選定は終わりました、7月から現地での調査に入る予定にしております。

次に、町のホームページ等、観光物産、子育て支援、移住・定住の特設サイトの作成業務につきましては、構築にちょっと時間を要するため、早目に着手する必要があるんですが、ただいま委託事業者の選定に取りかかったというようなところでございます。

その他いろいろ事業があるわけですが、総合戦略の策定を進める中で、施策の詳細等を検討していく必要がございますので、それが整い次第、順次事業を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今いろいろと説明を受けました。創業支援業務委託とか空き家調査の委託、そういうものをやられて、今からということなんだと思います。確かに今時期的に見てもまだ6月ですから、今からこの1年間かけていろいろ行うかと思いますが、2番目の質問とちょっと重複するかと思いますが、この春、空き家対策の特別措置法が施行されてからの吉富町の空き家対策の方向性や重点ポイントはどこにあるのかという質問ですが、先ほどの委託とかするときに、もちろんどういうことを前提で、どういう方向でっていうある程度指針があるかと思うんですが、そこも含めてお答えいただければありがたい。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 特別措置法施行後の関連は総務課のほうでお答えをさせていただきます。空き家対策に関しましては、先ほど企画財政課長からの話もありましたが、それにちょっと加えて説明をさせていただきたいと思います。

5月の26日に空き家対策特別措置法が施行されました。この特措法の第3条に、空き家等の適切な管理については、その所有者または管理者が第一義的な責任を有することを前提としつつ、第4条におきまして、住民に最も身近な行政主体であり、特別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が、地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として位置づけられております。

吉富町の空き家対策につきましては、従前から周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等につきましては、自治会長を通じまして対策の要望を上げていただいた上で、町が所有者あるいは管理者を調査しまして、判明した所有者に対しまして改善の要求文書を送付しているところでございます。これによりまして、改善されたケースは多くあります。

特措法が施行されましてそのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状況や、著しく衛生上有害となるおそれのある状況など、いわゆる特定空き家と認められる家屋につきましては、本町が従来から行っております改善要求以上に厳しい勧告、命令をすることができるようになっております。さらに、改善を命令されたものがその命令を履行しないときは、行政代執行法の定めるところに従いまして、市町村みずから、または第三者をしましてこれをさせることができます。

しかし、このような措置は強い公権力の行使を伴う行為が含まれておりますので、その手続きにつきましては透明性や適正性の確保が求められまして、慎重な手続きを踏む必要がございます。現在福岡県、それから県内の市町村及び福岡県宅地建物取引協会、それから福岡県の建築士会、それから福岡県司法書士会などの関連8団体で構成します福岡県空き家対策連絡協議会におきまして、特定空き家等の統一的な判断基準や空き家等対策計画のひな形の作成作業を行っております。本年度末から来年度の初めにかけて完成する予定になっております。

本町といたしましても、県内市町村と足並みをそろえまして、この特措法に従いました対応をしていきたいというふうに思いますが、先ほど申しましたように行政代執行のような事態にならないように、地元自治会と連携をしまして、所有者等と対話を行い、時間をかけても円満に解決していきたいというふうに考えております。

一方、空き家の中には、活用が可能なものもございます。そういった既存ストックであります空き家につきましては、地域活性化や移住・定住促進のために活用していきたいと思っております。その利活用につきましては、企画財政課のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほど総務課長言いましたように、空き家の家屋調査を今から行うわけでございますが、その結果といたしましては、活用ができる空き家も当然出てくるわけでございます。活用につきましては、企画財政課のほうでどういうふうに活用していくかを検討するわけでございますが、そういった空き家としての活用ができる既存ストックである空き家につきましては、先ほども言いました定住・移住促進、これに活用したいと考えてございます。

今年度、空き家バンク等の制度をつくりまして、空き家を売ったり貸したりしたい方と、逆にそういった空き家を買いたいとか借りたいとかいう方も当然いらっしゃるでしょうから、そういったところのマッチングを図りまして、一人でも多くの方が町外から吉富町のほうに移住・定住していただければなということでの一環で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、総務のほうからと企画のほうから説明を受けました。空き家といっても二通りあります。まだ使える空き家、そしてもう使えない空き家、これを選択していくんだと思います。そして、使える空き家については定住化促進など、いろいろな面から空き家バンクというものをつくるというふういきょう初めてお伺いしましたので、そちらについてはそのとおり、できれば一人でも多くの方が住めるように、特に今吉富町は公営住宅というものをどんどんつくっております。そういう方、公営住宅ではなくて、やはり1軒屋に住んでもらえる方を一人でもふやしていただけるように、そちらのほうも頑張っていたきたいと思います。先ほど総務が説明されました今回の特措法、これは是正勧告、いろいろな行政が、ここは危ないですよ、取り壊してくださいというふうな命令ができるようなシステムかとお聞きしております。

ただし、それを受けた側が、なぜ今空き家をそのままにしているのかということをもとに考えてみたところで、一つには取り壊すお金がない。やはり撤去費用っていうのは100万とかかかるとお聞きしておりますので、まずはお金の問題が1点ではないか。もう一つは、今現在家屋があるところに関しては、6分の1の減免措置というものが固定資産税にかけられております。これを取り崩すことによって減免措置が外れ、いわゆる100%の課税になるというそういうふうな問題があるのではないかといろいろお聞きしております。

そこで、例えば、吉富町が負担する分は半分程度で済む補助金である社会資本整備総合交付金というものがあります。よく吉富町では予算で計上されております。多分皆さんのほうがお詳しいと思います。この中に、メニューにたしかあるかと思いますが、老朽危険家屋の撤去費用の支援もしくは助成、そういうことを行う予定や計画はございませんか。

また、廃屋を取り壊すと、今まで反映されていまして固定資産税の6分の1の減免措置がありますが、これを課税されると結果的に税金が上がるんですが、これを非課税というか、固定資産税を数年間例えば減免とか据え置くとか、そういうことも計画や企画はございませんでしょうか。

これであれば、町の負担はないわけですね。今までも課税してないわけですから、数年間課税を据え置くとか、そういうふうな形に考えたことはございませんでしょうか。考えはございませんでしょうか。こうされると、その土地の有効活用になり、ひいては町の発展にもつながる可能性があるのではないかと、こういうことを今回の空き家調査、総合戦略策定ですとか創業支援業務、こういうことに反映される予定はあるのか、そういう考えはあるのか、ちょっとその辺1点お聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 補助金のメニューの関係なんですけど、利用できるものがあれば本町も採用していきたいし、利用不可能なものであればちょっと難しい、当たり前のことなんですけど、利用できるものがあれば積極的に取り入れていきたいというふう考えております。

以上です。（「税務になるのか」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

税の住宅用地の、これの話がちょっと出ましたので、今度の特措法を受けまして若干ここが変わって出ております。地方税法の一部改正が行われまして、この勧告を受けた土地につきましては、この特例の規定から除外するというような法改正が行われております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 勧告を受ける前に、今回空き家調査を受けた上でこの対策を取るということで、吉富町の支援はどうでしょうか、考えはありませんかという質問だったんですが、ちょっと3番目の質問と重複しますので、先に3番目に行きます。

この空き家対策について、吉富町独自の計画はどのように考えておられますか。今回の企画に反映されておられますでしょうか、お聞きします。そして、この問題について、町長のお考えもあれば、そこも同時にお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

③番目の吉富町独自の計画はどうですかという質問ですが、この地方版といいますか、総合戦略についての吉富町のということで考えてございましたので、まずそのお答えをさせていただきたいと思います。

独自ということではないんですが、昨年11月に施行されましたまち・ひと・しごと創生法なんですが、町で策定に努めなければならない、町が策定をしなければならないというようなことで書いてございますが、この吉富町版の人口の長期ビジョンとまち・ひと・しごととに特化した総合戦略を本年度策定をいたします。さきの御質問でもお答えしましたように、現在そういった支援の業務の委託事業者の選定を行っておるわけなんでございますが、選定後には本格的に策定作業を行ってまいりたいと思っております。

全国民が人口減少の対策に一丸となって取り組む、この最後のチャンスとも言われておるのがこの地方版総合戦略というわけでございますので、本町においてもこれまで生かし切れなかった町の特性を見出しまして、町を活性化させる絶好のきっかけにしたいなというふうに考えてございます。

先ほど議員さんおっしゃいました空き家の中での独自のということなんですが、今から地方版総合戦略を策定していくわけなんでございますが、この中に盛り込みます空き家につきましては、活用ができる空き家というふうに限定したその分での活用を考えていきたいというふうにしてま

すので、その利用されない危険家屋とかになるんですかね、そういったところにつきましては、ちょっとこの吉富町版総合戦略とは離れたところでの議論になっていくのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 町長の考えをということですが、総合戦略をそれぞれのまちが策定をするということですので、その総合戦略自体がそれぞれのまちの独自性が発揮されるんだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 町長のお考え、町長はどういうふうにされたいかというふうな質問をしたんですが、ちょっと私の質問と若干違ってるとかと思います。

先ほど総務課長のほうから交付金など、使えるものがあればどんどん利用したいというふうな話をお聞きしました。それはそのとおりだと思いますが、取り壊したい、取り壊す側の町民の側からこの交付金を受けることはできませんので、これは速やかに総務のほう、役場のほうでこういう交付金を活用してできますよという形にしないと、幾ら総合交付金を活用するといっても、私たちが取り壊すときに私たちが申請するわけにはいきませんので、そこはまた進めていただきたいと。

空き家バンクについてですが、やはり今子供たちの、子供の問題に話入るんですが、通学路でやはり空き家が大変多い。以前は住民の目がいつでもどこでもあったと。しかし今は空き家が多いために、そういう住民の目がないと。へたすると、その空き家に誰かいるのではないかと不審を思ってしまう。そういう形で、空き家を有効活用していただくというのは大変いいことだと思います。これが吉富町の独自性なのかどうかはわかりませんが、今まで空き家バンクというのはまだ検討という話が今回つくるといふふうにお聞きしましたので、まあ一歩進んだのかなと私も思います。

そこで、先ほどの総務の話と同じ、重複してしまうんですが、その辺を吉富町独自性としてはどうか何か、そういう企画の段階でもいいんで、何かないですかというのを先ほどからお聞きしてるのが、ちょっと一つ、それを企画のほうがお答えになるのか、総務がお答えになるのか、町長がお答えになるのかわかりませんが、吉富町としてこういうふうにしたいというものがもしあるのであれば、ちょっとお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 総合戦略は今から戦略をまとめていくわけですから、今現在どういう方

向だとか、どういうふうにするとか決定しておりませんので、その辺の御理解いただきたいと思っています。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そこで、町としてどのような形にするのか、どのような未来図があるのかというのを私はちょっとお聞きしたかったんですが、まずはこの町民負託を受けた町民代表である議会へ、そして住む方々へ吉富町の未来計画、図式、そういうものをお聞きしたかったんですが、ちょっと残念な結果で終わってしまって申しわけないと思うんですが、これにて私の一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（若山 征洋君） 教育長、発言があるんですね。発言を許可します。

○教育長（園田 陽一君） 先ほど私の答弁で訂正したいことがありますので、山本議員、よろしくお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）総合教育会議の招集ですが、町はもちろんでございますが、その次の教育委員会は地方公共団体の長に対して招集を求めることができると、そのように改めてください。

どうも済みませんでした。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、暫時休憩します。再開は13時からとします。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回4つのことについて一般質問を行います。

まず1点目、安全保障関連11法案について。

今国会、そして日本全国で大きな問題となっている安全保障関連11法案について、首長としての見解を町長に求めたいと思います。

先日、学問各分野の代表的な学者61人が呼びかけた、戦争する国へ進む安全保障関連法案に反対しますというアピールに対し、賛同する学者、研究者が既に2,500名を突破したことが報じられておりました。

このアピールは、この法案についてアメリカなど他国が海外で行う軍事行動に日本の自衛隊が協力し加担していくものであり、憲法9条に違反していると談じています。

そしてその内容について、日本が攻撃を受けていなくても他国が攻撃を受けて政府が存立危機

事態と判断すれば武力行使を可能にし、米軍等が行う戦争に世界のどこへでも自衛隊が出ていき、戦闘現場近くで協力支援活動をする。米軍等の武器等擁護という理由で平時から同盟軍として自衛隊が活動し、任務遂行のための武器使用を認めるものとしております。

今回の新法1本と10本の法改正案という法案は、昨年夏の集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づくもので、日本国のあり方を質的に変えるものであり、多くの死傷者を出すだけでなく、自衛隊が国際法違反の侵略軍となることも危惧される状況にあります。

御承知のように、去る4日だったと思いますが衆議院の憲法審査会に招致された3名の憲法学者の皆さんが、そろってこれは違憲であるという表明をしております。その後、これは憲法違反であるとの声が各界から出ていることは御承知のとおりです。

まず最初にお聞きしたいのは、この憲法違反であるとの声が高まる中で、地方自治体の首長としての見解をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 首長として、安全保障関連11法案に対してどのような見解を持っているかという御質問ですが、いま現在我が国の国会において審議議論がされております。このような時期に、地方公共団体の首長としての立場においても、また個人の立場においても意見は差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の法案は、地方自治体と大変密接な関係があります。それについて述べたいと思います。

自衛隊法改正案は、集団的自衛権の発動時における国民に対する徴用、徴発の規定を盛り込んでおります。例えば、病院、診療所、その他の施設の管理、土地、家屋、物資の使用、それから生産、集荷、販売、配給、保管、輸送業者に対する物資保管命令、そして医療、土木建築輸送業務従事命令で民間人を動員できると定めております。

また、今回の法案と一体となった新たな日米軍事協力の指針、いわゆる日米ガイドラインには、日本の防衛にかかわる章に大転換が見られます。これまでの兵器、周辺事態、日本有事の3区分に新たに他国有事への対処が加わりました。

そして、この他国有事への対処に関して、日本が攻撃を受けていないにもかかわらず地方公共団体の権限能力、並びに民間が有する能力を適切に使用しようとして、自治体、民間企業の動員が明記されております。

今回の法案では、集団的自衛権行使時において国民保護法制の発動は排除されておられません。よって、基地周辺自治体である吉富町に協力を迫られる可能性があります。首長としての判断が

迫られることが十分に想定できるわけです。ですから、そういうその地方自治体の長としてどう考えられるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほど答弁をしたとおりであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今世論調査を見ても、政府の説明は十分ではない、不十分だという国民の声が80%台に達しております。この慎重に審議すべきであるという点については、町長はこのことについては同意されるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほど申し上げましたとおり、今現在国会で審議、議論をいたしておりますので、私どもが意見を述べるところではないというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。次の質問にってください。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 若干ちょっとまとめて次の質問にいきます。

非常に残念な答弁です。慎重審議を求めるということは、80%台の人たちが十分な説明を受けていないというふうな声がある中で、首長としても慎重審議を求めるということについては同意されても全くおかしくないし、当たり前のことではなかったかと思えます。非常に我が町の首長さんの答弁としては、残念な答弁だと思います。

では、次の質問にいきます。2番目は、地域循環型経済の構築について、3点についてお聞きしたいと思えます。

地域循環型経済の構築が地域を元気にする土台であることは多くの実践例が示しております。7月に私たち議員が参加を予定し、準備を進めています小さくても輝く自治体フォーラムの開催地、長野県栄村はその代表的な例です。

私も、地域の中でいろいろな経済主体が投資し、生産が持続し、したがって資本を持っている人も賃金を得る労働者も、さらに消費する商品やサービスをつくったり売ったりしている農漁民、商工業者、サービス業者も生産と生活を繰り返し送ることができる、こういったことの再生産を大きくしていくことが雇用も人口もふえる1つの道であると確信しております。

吉富町においても、自然的社会的環境、あるいは資源を活用しつつ、この経済システムを構築していくことが町を、そして地域を発展させ、安心して暮らせるまちづくりにつながると考え3点質問いたします。

まず1点目は、住宅リフォーム助成制度の問題です。これは、住宅をリフォームする際、地元業者への発注を条件に自治体が上限を決めて補助金をする制度です。秋田県は2010年の3月

から始め、この4年間の事業効果をまとめています。

それによりますと経済波及効果は1,626億円で、投資した補助金の24倍に相当しています。福岡県内では、ほぼ半数の自治体で実施、あるいは実施を決めております。

この問題は、これまで何度も一般質問で取り上げられてきました。平成24年3月議会では、産業振興の面を見ればそれなりの効果は期待できるとの答弁も得ております。近隣の動向も変わってきました。現在の見解についてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、住宅リフォーム制度についてお答えさせていただきます。

住宅リフォーム制度につきましては過去にも同様の御質問をいただき、その際にお答えをいたしましたように、本町におきましては高齢者、障害者等に対応した住宅制度、安心住宅リフォーム助成制度を初め、合併処理浄化槽装置、太陽光発電設備工事、水洗便所改造工事などの助成や補助制度を設けております。

住宅リフォーム制度につきましては、町内中小企業を支援する一つとしてプラス面があるというのは認識はしております。しかし、その制度を活用し恩恵を受ける方は住宅所有者に限定され、リフォーム資金の調達が可能で比較的資金に余裕のある富裕層の方になることが想定されるとから、個人資産増大への公費投入は、公平性の問題もあり、また幅広く町内業者に還元されていくかどうかは定かではございません。

また、住宅リフォーム助成制度では、その対象が町内の業者に工事を発注した場合に限られます。他の市町の旧知の業者にリフォームをお願いしたいが、そうすると助成を受けられないから町内業者に注文するといったことが考えられます。また、同様に他の市町がリフォーム助成制度を創設することで、もともと町内業者が受注していた仕事が受注できなくなることも考えられます。

つまり、極端な言い方を申しますと、行政の力によって地縁血縁や古くからの付き合いのある業者との関係もあり、受注できたはずの注文を横取りしたりされたりすることになりかねません。

他の市町の業者との競争に勝つために、工事の質を向上させるという意欲や業者の企業努力、創意工夫が低下し、結果的に住民にとっては不利益となるマイナス面も生じさせるのではないかと考えております。

先に申し上げましたとおり、住宅リフォームに対しては支援制度がございます。7月にはプレミアム商品券が販売を予定しておりますが、それでも住宅リフォーム等の利用をできることがその利用の指標をもとに、今後創設に向けた検討課題というふうにしたいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今課長が一番最初に言われました、一言で言えば個人の資産をつくるていうか、ことにはよくないというようなことを最初言われたと思うんですけど、これに対しては去年ですね、2014年度予算で国が長期優良住宅リフォーム補助を実施しております。これ上限100万までで3分の1ですよ。

ですから、国も個人の財産に対して補助ていうか個人が資産を得ることに対して補助をしてるわけですよ。だからそこは国もやってることですし、これ何よりも地域の経済を活性化させるていうかそこが主なわけですね。そここのところを中心に考えていただきたいと思います。

私、幾つか言いますね、この制度がどれだけいいかということ。まず住民が喜びます。うれしいと思います。それから業者も仕事がふえます。それからそうすることによって自治体の税収にも反映します。3ついいことがあるわけですね。

それともう1点、今吉富町では公共下水道工事がずっと行われてますよね。先ほど上下水道課長に聞きましたら40数%ですよ、これ決して高いわけではありません。ですからなぜかていうと、それはやっぱりトイレを改修しないといけないとかいうようなこともあるかと思うわけです。このことにも役に立つ、そして公共下水道の普及にもつながっていくそういう利点があるわけですよ。

それで、私今幾つか利点を言いましたけれども、そのことも考慮した上でもう一度答弁お願いしたいんですけども、できない理由は先ほど言われたようなことなんでしょうか。もう1回できない理由をちょっと整理して具体的に言ってください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） できない理由と申しますか、今現在ある助成、補助金制度で町内業者で支援策としては有効であるのではないかというふうに考えております。

それ以外にも、木造住宅の耐震化の補助金制度もございます。町内の方々が安心・安全に暮らせるためには、まずは耐震を十分もたせるための補助をまず活用していただきたいとそういうふうに思っております。

それと、先ほど申し上げましたように、プレミアム商品券でもリフォームは活用することはできます。ですから、まずはそれを使っていただき、その住宅リフォームによる建設関係のどのくらい使われたかという、それを指標としまして今後検討課題としてさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 課長が今言われた上段のことは当たらないと思います。これは、

例えばその住宅の補助だけを言ってるわけじゃないわけですね。住宅ていうか個人ていうか町民への補助だけではなくて、その町民への補助がイコール業者への仕事の拡大につながるから、そこにこそこの住宅リフォーム制度の意味があるわけで、1番目のその理由は当たらないというふうに思います。

プレミアム商品券も同じように、地域循環型ていいますか町内で使える、それをやってるわけです。これ私も賛成です。あとでこれ充実について言いますけれども賛成なんですね。同じようなことなので、それがあからこれはできないということにはならないと思うんですね、限度がありますから。これ3回目と思うのでもう一度答弁お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほどから申しましたように、住宅リフォーム制度がプラスであることは私も認識はしております。ただ先ほどからある、いま現在ある町の助成制度、補助金等をまず活用していただくのと、例えば住宅リフォーム以外のために貯蓄をしている方が、住宅リフォーム制度を創設することによってその資金を回したときに、本来使おうとするその資金を金が他の業者に間らわなくなるという、マイナスの経済波及効果ていうのもあるのではなかろうかというふうに考えております。

ですから、先ほどから申し上げましたように、まずは町が設けております助成制度とか補助金制度を活用していただきたいと。その結果、先ほども申し上げましたようにプレミアム商品券等で建築業に回る商品券がどの程度あるのか、そういった者を指標として今後検討課題とさせていただきますというこの考えでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この問題についてはまたやっていきたいと思っております。今回のプレミアム商品券が建築のほうにどれだけ行くかというところで検討していただけるということなので、また議論を続けていきたいと思っております。

次は、プレミアム商品券の充実についてお尋ねいたします。プレミアム商品券の実施主体は商工会ですが、この事業に補助金を出している自治体としての見解を求めるこの立場で質問いたします。

この事業も、地域循環型経済に資するものだと思います。そしてこれは、より多くの住民にかかわるものだというふうに思っております。具体的に言えば、補助金の補助はより多くの住民に、補助の恩恵がより多くの住民の人たちが受けるものであってほしいというふうに私は思うんですけれども、この点まずどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

昨年度まではプレミアム商品券上限2,000万程度、今回につきましては1億円ということで、今までなかなかプレミアム商品券を購入することができなかった方がたくさんおります。そういった声を、どうにか利用していただくために今回1億円ということで発行させていただきます。その結果、かなりの町内での経済波及効果があるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ということは、より多くの住民の皆さんに使っていただきたいということによろしいわけですね。はい、わかりました。

今回、広報に掲載されました商品券は1,000円の商品券12枚つづりのものが1万円で販売され、1人につき購入限度額が20万円とのことです。例えば、1世帯該当する年齢の住民が仮に3人いるとすれば、この世帯は60万円で12万円の恩恵が受けられることとなります。しかし、1万円に余裕のない世帯は全く恩恵が受けられません。

今スーパーなどで買った金額に対してポイントをつけ、一定量に達すると商品券にかえるということをやっております。町内にあるスーパーのポイントは200円につき1ポイントで、300ポイントになれば300円の商品券を得ることができます。つまり300円を得るためには6万円買い物しないといけないわけです。

今回のプレミアム商品券は60万円で12万円です。ですから、こういうポイントを消費者は、特に家庭の主婦は本当に大事にするわけです。ポイント5倍の日とか3倍の日、これをスーパーのほうはセールスポイントにしておりますし、消費者もその日を選んでより多くの買い物をします。

こういう町内というかちまたの状況の中で、先ほど言いましたように60万円で12万円、60万円余裕のある家庭は12万円恩恵を受けられて、1万円余裕のない家庭は全くゼロなんです。これある意味格差の拡大にもつながるし、経済的弱者にはとても冷たい状況にあるんじゃないかなと思うんですけどこの点どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 確かに岸本議員さんがおっしゃるように、そういった比較的資金が、貯蓄に余裕ある方とない方ではそういった差が出るのは間違いございません。

ただ、今回のプレミアム商品券につきましては、吉富町内の消費喚起が目的でございます。ですから、そういった方々もあるていうのは承知はしておりますが、まずは吉富町内の消費を喚起し、商工業者の景気浮揚を目的としておる関係から、今回も同様な1万円、プレミアム率が20%で販売ということでさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私決してそのプレミアム商品券、今回ののが全く悪いとか言ってないんですよ、充実て言ってますように。去年まで、私の記憶では1万円につき1,000円で1世帯やなかったですかね、13セットまで購入できる。これについても1万円余裕のないところはゼロで、13万円余裕のあるところは1万3,000円ですか、これもちょっと矛盾に感じてました。何とかこれを改善できないものかというふうに思います。改善というか充実というか、だから、例えば1万円くくりのものを5,000円にするとか3,000円にするとか、1,000円ちゅうのが一番いいんだと思うんですけども事務量が大変になってくるかとは思っています。

それから、おつりが出ないということなので、500円券など小さなものもつくとか、もう1点は、今回は販売場所がフォーユー会館ということですよ。これも本当に気軽に、10万とか買えなくて5,000円買いたいというそういう人たちが気おくれしないで済むような、そういう販売場所とかを住民の皆さんの意向も聞きながらそういった点も充実させるべきではなかろうかと思っています。

これが事業主体が商工会ということは十分承知しております。それで、先日会長さんにも私の今のような要望はお伝えしております。補助金を出している町として、ぜひそういう方向でも検討していただき、商工会にも言っていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） プレミアム商品券につきましては、確かに1万円券よりも未満の少額な商品券の発行というのも商工会と協議しながら、来年度以降発行する際には検討したいというふうに考えております。

それから、7月24日からフォーユー会館でプレミアム商品券を販売するんですが、今回は1億円という高額な発行でありますことから、たくさんの方が集中することが考えられます。ですから、今回につきましては2日間だけはフォーユー会館で販売、それ以降につきましては商工会の窓口で販売するというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では3番目の町内巡回バスの日祝日の運行についてお尋ねしたいと思います。

これは、先ほど同僚議員への質問への答弁で今の見解はわかっております。私は今回は、巡回バスの効用というのはたくさんあると思うんですけども、今回はこの地域循環型経済を構築す

る上でこのことも必要ではないかということでこの質問を用意いたしました。

先ほど言いましたように、スーパーなど商店の売り出しは大体日祝日に行われることが多いです。それが定期的となれば、消費者はそのことを考えて買い物を計画します。ところが、バスを利用して買い物に行く方はこの日を利用することができません。商店の売上にも影響します。この点からもぜひ実施するべきだと考えますけれどもどうでしょうか。この点から考えた場合どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

そもそも今現在土曜日と祝日に運行していないと、なぜ運行していないのかという面からちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

町内巡回バスにつきましては、平成16年の4月より町内全域を巡回しまして、主に車が運転できない方など、交通手段が限られた方々の移動手段の確保を目的に運行を開始いたしました。

運行開始から1年経過した平成17年の4月には、それまでの運行状況を踏まえまして大幅にルートや時刻の見直しを実施しまして、乗客の利用が余りないバス停を廃止しましてルートを短縮したことに伴う増便や、乗合タクシーとの接続を考慮するなどの利便性を向上させていております。

日祝日についてなんですけど、先ほど太田議員さんにもお答えをしましたがけれども、平成16年の4月から平成17年の12月までの9カ月間の運行状況から、日曜日は平日の約半分、祝日に至りましては平日の3分の1程度しか、あくまでも当時なんですけどね、利用者がいないことが判明しており、その調査結果から運航経費の削減という面もありますので、そういった面から平成17年の4月から日祝日運行につきましては行ってはおりません。

また、平成24年度に吉富町の巡回バスの利用者を対象にしましたアンケートを実施しております。一応御回答を得られたのが61名の方からなんですけど、現在の便数と運行時間帯について今のままでよいというふうに回答してくださった方が41名、運行時間帯を変えてほしいと答えた方が4名、便数をふやしてほしい方が12名、その他記入された方が1名、未記入が3名となっています。要望の欄はあるんですけども、日曜日祝日にも運行してほしいといったお答えは御記入はされておりました。

それで、巡回バスの運行につきましては、町内の状況も日々変わっておりますので、今後いずれかの時点で住民の方からの要望や利用状況などを見きわめながら、時刻表やあるいはルートの改正はするように考えております。ただ現時点では乗客の利用も定着をしておりますので、日祝日の運行につきましては今のところ考えておりません。

先ほど議員さん言われますように、循環型から考えれば確かに有効だと思いますが、今現在、

ちょっと私資料持ってきたんですが、平成24年、25年、26年の巡回バスの利用者ですね、利用者の数字をちょっと述べさせていただきますと、平成24年度が1万1,657名です。それから平成25年度が1万445名、約1,212名減負しております。それから25年度から26年度、25年度が1万445、26年度が9,229名、約1,216名減になっております。その関係で、1回当たり100円の収入になりますけども、町が出す補助が毎年約400数十万円のお金を払っていつている状況です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回のアンケートのことで1点お聞きしたいのは、そのアンケートの項目の中に今のままでいいというのがあったと思うんですけども、じゃあ要望の箇所ではなくて日祝日も運行してほしいというその箇所が、そこに丸をつけるとかあったのかどうかについてまず1つお聞きします。

それから、時刻とルートについては検討したいけれども、日祝日については検討していない。私は今回は、いろんな巡回バスは利点があると思うんですけども、今回は経済効果というか地域循環型経済を構築するという点で質問しておりますので、それに関連して言えばきょう午前中に同僚議員の質問に対する答弁の中に、イベントについては主催者側がその送迎をという答弁があったかと思えます。

例えば、町が主催します文化祭、文化祭はお金のやり取りは余りないかもしれませんが、フリーマーケットがあるかと思えます。フリーマーケットでお金を使うわけなんですけれども、その文化祭などの場合は町が送迎バスを出すというお考えはあるんでしょうか。この2点についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

日祝日のところに丸をつけるのはやっておりません。というのは、調査はあくまでもルートの変更を主に考えていたんで、そういう土日の項目はつけておりません。

それともう1点は（「町が主催するイベントに対しては送迎バスをするというお考えはあるんでしょうか」と呼ぶ者あり）一番いいのが、イベントなり講演会的主催者がどういった方々が来られるか十分把握してると思えます。

それで、そっちの主催する側のほうが計画を立てたほうがいいんじゃないかなということで、午前中（「町が主催する」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） いや、岸本議員もう一度挙手をして。

○議員（8番 岸本加代子君） でも答えてないので。

○議長（若山 征洋君） それを、質問をはっきり言ってください。

○議員（8番 岸本加代子君） もう1回言います。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町が主催するイベントがありますよね、それに対しては、町が主催者ですよね、町がその送迎バスを出すということを考えておられるんでしょうかということですよ。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 今現在そういう考えは持っておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この巡回バスの日祝日の運行については、アンケートにはそんなふうに、以前のアンケートには反映されてなかったかもしれません。でもアンケートの書き方にもありますし、私たちがちまたで聞く声はとても大きいものがあります。とてもそれは、日祝日の運行は町民にとっていいものではないかと思しますので、この問題についてもまた議論していきたいと思います。

時間がありませんので、済ませません3番目の小学校給食費に対する補助についてお伺いいたします。

まず学校給食法第2条は、学校給食の目的について述べております。それによれば、学校給食が教育の一環であることは明白です。また、憲法第26条は義務教育はこれを無償とするとうたっております。

まずお聞きしたいのは、現実はどうであれこの2つの項目から学校給食が教育の環であるという点、それから義務教育は無償であるという点について、執行部の見解というか認識をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 小学校給食費の助成制度についての通告でありますので、その答えをお答えしてよろしいですか。

○議員（8番 岸本加代子君） いやその前にその前段ちゅうか土台となります教育……。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、挙手をして。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 学校給食が教育の一環であるかどうかについて、教育であるのかないのか。

それから、義務教育は無償であるて憲法でうたってんです。でも現実的には無償ではないですよ今現実。しかし、そのことについてどう考えるか。これは学校給食を考える上での土台に

なります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。ちょっと通告から外れておると思いますよこれは。

○議員（8番 岸本加代子君） いや、どうしてですか。学校給食費の補助を考える上で、学校給食が教育であるかどうかということは土台であるわけでしょう。それから義務教育は無償であるとうたっている憲法についての見解ていうか、それを聞くのがどうして悪いんですか。

○議長（若山 征洋君） いや、それ……。

○議員（8番 岸本加代子君） これは学校給食費の補助を考える上での土台です。

○議長（若山 征洋君） それはですね、そういう通告の仕方をしていただいとったほうが（「そんなこと言ったって」と呼ぶ者あり）わかりやすいんじゃないですかね。（発言する者あり）

○議員（8番 岸本加代子君） じゃああの。

○議長（若山 征洋君） まずね。

○議員（8番 岸本加代子君） 後で聞きますね。

○議長（若山 征洋君） はい。まずね、この通告のやつを聞いてください。

○議員（8番 岸本加代子君） わかりました。はい。じゃあお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） それでは通告にあります小学校給食費の助成制度についてお答えいたします。

まず、本町の現状を少し説明させていただきます。本町には、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対しまして、給食費学校用品費等の就学援助を行っております。この制度は、要保護児童の援助費を基準に予算の範囲内で援助するものであります。毎年50名前後の児童の保護者に対しまして、給食費等の援助をしております。

近年若い世代の低所得化により子育て環境は厳しい状況にあり、国、県、町は直接間接を問わないあらゆる子育て支援施策に取り組んでおります。本町におきましても、町の子育て支援の所管課であります健康福祉課を初め、教育委員会でも教育環境の整備はもちろん町費での学習支援員や学習支援補助員の配置、子供発達支援専門員の配置等に取り組んでいるところであります。

御質問の給食費の補助につきましては、子育て支援あるいは定住化対策の面からも有効な直接的な施策であると考えますが、なかなか財政面から実現に至っていないのが現状であります。

現在、小学校の児童数は年々少子化の影響で減少傾向にあります。今年度、吉富小学校の児童数は標準学級編成基準日であります5月1日現在368人で、昨年度の同時期に比べ13人の減となっております。来年度も今年度と同程度の児童数で推移すると思われれます。

このようなことを考えますと、毎年就学援助の対象になっている準要保護児童と要保護者を除いた約310名の児童に対して、果たして給食費の補助がどの程度恒久的に可能なのかどうか、

また一度補助をしますと1年や2年でとめるというわけにはいきませんので慎重に検討していきたいと思いますが、現状での実施は難しいものと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の答弁は、財政的な問題が一番ネックになってるというふうに理解しました。これもきょう時間が余りありませんので、今後また議論したいと思いますので、その前段ていうかその土台として先ほどの、私が聞いたことですね教育の一環であるのかということと、先ほどは義務教育は無償であるということ聞いたんですけどもそのこと、それとあわせて仮にこれ補助をしたとして何かペナルティか何かあるのかどうか、その3点お願いします。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、通告書のとおり質問してください。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 何回も言うんですけど、学校給食を考える上でそれに補助をしてほしいということを訴える上で、まずその土台になるのはこの学校給食が教育の一環として捉えるのかどうかという点、それから義務教育は無償で、現実には違いますよ、現実には違ってるけれども義務教育は無償であるという点についての見解を求めているだけなんですよね。そのことについてお願いします。私もあと1つ質問があるんですけど時間が余りないので。それだけでいいです。

○議長（若山 征洋君） じゃあ答弁をお願いします。教育長。

○教育長（園田 陽一君） 給食は教育活動の一環でございます。はい。そして教育は無償ということでございますね。教育は無償ということはもううたっておりますですね。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 非常に何か不十分な質疑ていうか、こっちも何か不十分な質問しか用意できずに申しわけありません。この問題についてもまたやっていきたいと思っております。

済いません、最後の問題に移らせていただきます。防災対策です。4年前の東日本大震災、その後の土砂災害の悲惨な事態を経験する中で、防災に対する関心は非常に大きいものがあります。特にゲリラ豪雨など、気象条件の変化に対応しきれなかった事例からは、避難重視の土砂災害対策では限界があることが教訓として引き出されると思います。

去年の広島の場合は、8月20日の未明に豪雨が始まって、2時から3時の間に80ミリ、3時から4時の間に100ミリ、5時過ぎには収まっております。市が避難勧告を出したのは4時過ぎです。つまり真夜中に豪雨が始まり4時過ぎ、暗闇の豪雨の中で避難しなければならず、安全のための避難は不可能であったという指摘もあります。

土砂災害の危険が迫っている際のその住民避難は、勧告や指示を出す行政にとっても避難を求められる住民にとっても容易ではありません。ですから、防災対策は避難対策も充実させながら、土地利用の見直しを含めた抜本対策が必要だと思います。

本町でも、平成25年の10月に防災計画が作成されております。土砂災害の危険区域として、急傾斜地崩壊危険区域が2カ所、それから急傾斜地崩壊危険箇所が6カ所指定を受けております。

この土地に対してどのような方針を持っておられるのか、もう余り時間がないので続けて言わせてもらいますが、この指定を受けている土地の所有者はどこなのか、個人なのか。

といいますのが、これ私の知識が不十分かもしれませんが、こういう急傾斜地崩壊危険箇所としての指定を受けているところに対して、個人がその能力がなかったり、あるいは個人では不相当だと思われるところに対しては、県がその土地に防護柵というんですか、そういったものをできるというのがありましたので、そういうことが可能な地域なのか。

それとあわせて、平成24年だったかと思うんですけども、本町で発生した土砂災害はこうした危険区域としては指定されてなかった箇所と聞いております。同様の、危険だけれども指定されていないという箇所があれば、そこが何カ所ぐらいあるのか報告お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

まず最初に、指定は個人かどうかなんですけど、これは個人ではございません。

まず、町内の急傾斜地崩壊危険地区につきましては昭和50年代に指定されていまして、その後平成25年に福岡県が土砂災害警戒区域の指定を行っておりまして、指定の条件は若干異なりますが、ほぼ同じ範囲を土砂災害危険区域として指定を受けているところでございます。

先ほど個人かどうかの話があったんですが、現在吉富町には大きく分けまして天仲寺山、鈴熊山、幸子古地区の神揚地区ですね、神揚地区の3地区に合計13カ所の土砂災害警戒区域が分布しております。

全国的にも、土砂災害の被害が多く発生していきまして、命にかかわる災害も少なくありません。土砂災害は大雨が降ったときはもちろんですが、降った後もしばらくは土壌中の雨が乾くまでは発生する可能性がございます。

本町では、このような土砂災害の被害を少しでも減らすべく取り組みを進めていますので、幾つか御紹介をさせていただきます。

まず、平成25年末に防災パンフレットを作成しまして全戸配付をしております。その中で、土砂災害の前兆現象などについて記載しております。またポケット版のハザードマップで土砂災害警戒区域の分布図を示しまして、危険箇所の周知を行っております。

それから、昨年6月に内閣府の避難勧告等のガイドラインに基づきまして、土砂災害に関する避難勧告等の判断基準を明確にするべく改定をしたところでございます。また、昨年11月防災避難訓練の際には、実際に土砂災害警戒区域を対象とした避難勧告を前段に発令する避難準備情報を発令しまして、高齢者などの体の不自由な方、いわゆる避難行動要支援者の避難誘導訓練も

行っております。

さらに、今年度は県が作成しました土砂災害の対策のチラシを全戸配付し、また土砂災害警戒区域のうち天仲寺山、それから鈴熊山に土砂災害警戒区域を示す看板を設置するといったことも予定しております。

このように、まずは土砂災害の仕組みと吉富町内で土砂災害が起こる可能性がある区域、いわゆる土砂災害警戒区域をまずは皆様方に知っていただくことで被害を未然に防ぐことを目的として、さまざまな事業に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き周知啓発を行って、被害を最小限に抑えるべく取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

それで、24年のころに崩れたとこですね、崩れたとこに対しましてはこれが県が調査する前でした。それで整備されていまして、調査した時点では危険区域にはなっていないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。ごめんなさい岸本議員。ごめんなさい。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、防災対策について課長から報告を受けました。印象としては、やっぱり抜本的な対策というよりも避難重視というか、避難するために自分のところは危ないんだとかそういったことをひろめるという周知ですか、そういったことが重視されてるような印象を受けました。

さっき言いましたように、広島市の例がいいように、やっぱりそれはそれとして充実させながら抜本的に、例えば擁壁の設置とかそうした防災施設工事をしていくことが必要であるというふうに思っております。安全なまちづくりということで、私もこれから頑張っていきたいと思えます。

質問終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 次は是石議員ですけれど、質問者は時間の配分を考えてきちんと質問をお願いします。でないと時間の不足が発生しますので、いいですか。（発言する者あり）

是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 的確な御指摘ありがとうございます。

この秋、一人一人にマイナンバーという番号を知らせる通知が届くそうです。マイナンバー制導入について、恐らく何も知らない人も含め、自分の個人番号ですから行政担当も知り得ないようなものではないかなと思っております。通知が届いてから、我々住民はどのようにすればいいのか、その手順など間違いないよう町民への説明を準備しているとは思いますがお尋ねします。

それも、今のも含めまして1番、マイナンバー制度導入時期、解説もお願いいたします。また

メリットデメリットもあわせてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

マイナンバー制度は、日本国内の全住民に一人一人異なる12けたの番号を割り振ることによりまして、国や地方の異なる機関が異なる目的で管理しています個人の情報が同じ人の情報であると確認することができるための社会基盤でございます。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることになっています。マイナンバー制度導入のスケジュールですが、本年平成27年10月5日に法律が施行されます。その日から、国民に対しまして12けたのマイナンバーが住民票の住所地に通知されます。

本来、平成28年1月からはマイナンバーの利用が開始されまして、年金、医療保険などの社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。事業主は、従業員のマイナンバーの提示を受けまして、税や社会保障の手続を行うこととなります。また、希望した方への個人番号カードの交付も始まります。平成29年7月からは、国の機関や地方公共団体の情報連携が始まりまして、本格的に運用が始まります。

それで、マイナンバー制度のメリットなんですが、3つのメリットが言われております。まず1点目が、公平公正な社会の実現です。マイナンバーの活用によりまして、所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当にまぬがれることや、不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へきめ細かな支援ができます。2点目は、住民の利便性の向上です。年金や福祉などの申請時には、所得証明書など用意しなければならない書類が減ってきます。これによりまして、行政手続も簡素化されまして住民の負担が軽減されます。

また、平成29年の1月から開始されます情報提供等記録開示システムを利用し、行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせを受け取ることができるようになるみたいです。

3点目が、行政の効率化になります。行政事務が効率化され、住民の行政ニーズ、これまで以上に対応できるようになります。また、被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待される見込みでございます。

それから、マイナンバーのデメリットなんですが、一般的に言われていることとしまして、個人情報流出、それから成りすましなどの不正利用、国による個人情報の一元管理、プライバシーの保護への懸念が持たれています。

これらの懸念に対しましては、マイナンバーの収集、保管のルールを厳格化などの制度面と通信の暗号化、情報の分散管理、アクセスできるものの制限、それから先ほども述べましたが情報

提供と記録開示システムを利用し、自分の情報がいつ誰がなぜ提供したのか、不正、不適切な照会、提供が行われなかったかを自分自身で確認できるサービスなどですね、システム面を安全強化し対応していくこととしています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今メリットデメリット、メリットはよく言われることだろうと思います。デメリットでは、我々でもちょっと考えられる、個人情報でするので漏れるということ、不正アクセスによる漏えいが考えられる。

今、何ていうんですかニュースなんかでもかなり大量な情報が漏れたということありますが、聞きますとやっぱり不正アクセスだとかメールを安易に開いてしまって、それからウイルスに侵されて漏れたというような解説があります。

当然、そういうことは我が町でもそういうセキュリティはチェックされてるんだろうと思いますが、現在どのように、メールとかいろんな情報に入る場合には、例えばアクセスコードちゅんですか、そういうものを打ち込まないと入れないとか何かそういう特別の制限があるんでしょうか。それをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 当然それぞれあります。それから、あと不法なメールですか、そういったものをチェックするシステムも確立しておりますので、本町は大丈夫だというふうに確信しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、そのね年金保険庁ちゅんですかちょっと名前よくわかりませんが、ああいう政府の関連施設でさえもそういうことが起こったと言っております。

あれ見ますと、何か不正が起こったということがわかったんでしょう。わかってから何かとりあえずは隠ぺい体質ちゅうか、対応したとか言いつつまだ全然対応してなかったちゅうなことが国会でも暴かれておりました。審議の中に入っておりました。そういうことも含めて、常に新しいシステムというか新しいその制限をかけてやってほしいと思います。

次いきます。激動の昭和と言われましたが、終戦後の厳しい歩みの中で吉富町政にとって交付税不交付団体の時期が一時期ありました。近隣からも羨望の対象にもなったと聞いております。吉富町の税収入は実際どうだったのか、法人税収入はどうだったのか、個人所得はどうだったのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

それから2点目、税収入の推移、それからマイナンバー制導入後のその影響。導入するからに

は何か期待するものがもしあるとすれば、それをお示し願いたいと思います。どうぞお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

まず、町税収入の推移につきましては、個人それから法人各町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の合計の収入額でお答えさせていただきます。

まず平成18年度ぐらい、ちょっと直近を調べたんですが平成18年度、約合計で7億5,900万、それから19年度は7億6,000万、それから22年度から25年度まではその税の合計で7億円を前後してるところでございます。

このうち、個人の町民税の推移を見ますと、平成18年度で2億2,200万、平成19年度では、このときちょうど税源移譲の関係がございまして2億8,400万と増加し、平成22年度から平成25年度までは約2億5,400万、2億7,100万と、そういった間で推移をしております。

もう1つ、法人町民税の推移を見ますと、平成18年度は100%ですが1億3,200万、19年度が6,900万、平成22年度から平成25年度までは6,600万、8,400万、3,800万、4,700万とこういった状態で推移をしております。

ちょっと古い資料が少しあったんで、確認はできてませんが、平成13年度は法人町民税が3億ぐらい入ってるというなこともあったようでございます。

まず問題点につきましては、平成25年度を例にとりますと、町税の収入未済額ですね、未納額が5,000万程度あり、滞納分を含めた収納率が平均で約93%、現年度は98%なんですが滞納分を含めると93%ということで、こういったことが問題ではなかろうかなと思っております。

それから、マイナンバー制の導入の期待値についてですが、地方税分野における番号制度の利用場面を見ますと、利用を用いた地方税情報の管理による公平公正な課税、事務の効率化、情報提供ネットワークシステムと通じた情報の取得による納税者の利便性の向上、具体的には所得情報の提供により社会保障分野の手続で求めている所得証明書等の添付の省略ということがあるかと思えます。

是石議員の質問の中にある期待値、増加するかにつきましては、公平公正の課税の中で番号を用いた情報の名寄せ管理という項目がございしますが、現在のところは不明ということで答弁させていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 結構です。次に、2番目にいきます。学校教育のところです。

住みたくなる町、吉富町をつくる（「ちょっと飛ばしましたけどいいんですか」と呼ぶ者あり）何ですか。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 質問の③で。

○議員（7番 是石 利彦君） ほんじゃ聞きましょうか。（笑声）

○議長（若山 征洋君） いや、無理にいかなくても。

○議員（7番 是石 利彦君） もう時間もないので結構です。はい。

○議長（若山 征洋君） 飛ばすんですか。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、飛ばします。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（7番 是石 利彦君） 住みたくなる町吉富町をつくるためのマニフェストちゅんですか、施策で大きく5つの分野を掲げております。子育て支援と教育環境の整備、生涯教育の充実を図るうちで、小学校学力向上推進事業とあります。学校教育、子育て環境の充実についてお尋ねいたします。

町は1月に、無作為に2,000人の町民にアンケート調査を実施しております。それがもう結果は出たんだろうと思いますが、1番、町内の小中学校生徒の学力、子育て施設等の状況をどう捉えているのか、アンケート結果を見ても要望の上位にあると思いますが、地域間では学力等も比較ではどうなのか、それから目標としている学校教育、子育て環境とはどのようなものと考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 吉富小学校の学力にかかる状況についての御質問だと思うわけですが、まず吉富小学校の児童の学力の実態について述べたいと思います。

小学校では、毎年1月に市販の国語と算数の標準学力検査これを実施して、全児童の学力の実態を把握しております。その結果の概略を報告しますと、国語科では1年、2年、4年生は全国平均に達していますが、3年、5年、6年生はやや下回っています。

それから、算数科におきましては、4年、6年生は全国平均に達していますが1年、2年、3年、5年生はやや下回っています。また、基礎と活用を別に見ると、基礎はどの学年も全国平均と同程度ですが、活用についてはどの学年も課題があり、国語科の長文を読み取る力とか、考えを図と式と言葉で説明する力、これを授業の中で育成する必要があるという結果が出ております。

以上のような結果を踏まえまして、学校におきましては学力向上プランの見直し、それから毎日の授業等として児童の学力向上に向けて取り組んでるところでございます。

それと、地域間比較ということでも述べましたので、ついでに続けて述べさせていただきます。

この学力の地域間比較に関しましては、小学校6年生を対象に実施されている全国学力学習状況調査の結果から述べたいと思います。毎年4月に実施されているわけですが、ことしの調査結果についてはまだまとめられていませんので、昨年度の結果について報告いたします。

この全国学力学習状況調査につきましては、全国全ての6年生を対象として国語科と算数科についてそれぞれ知識及び活用に関する2つの部門の問題で作成されております。したがって、国語と算数の2教科がありますので、全部で4部門の問題で構成されていることになります。

吉富小学校の児童につきましては、全国平均と比較して国語の1部門がわずかに下回っていましたが、あとの3部門は上回っていました。また京築地区の平均と比較すると全ての部門、4部門において上回っております。この調査結果から、吉富小学校の6年生の学力の状況は、近隣の地域間比較では上位にあると、そのように言えるのではないかと考えております。

それから、目標とする学校教育ということでは言われましたので、続けて述べさせていただきます。

目標とする学校教育ということでございますが、学校教育においては確かな学力、豊かな人間性かつ健やかな体のバランスのとれた教育を行うことが必要でございます。

そこで吉富町教育委員会では、国及び県の教育の基本目標及び第4次吉富町総合計画等を踏まえながら、平成27年度の吉富町教育施策を作成し、それに従って取り組みを進めております。

今年度の教育施策につきましては、以下の7つの視点を教育の目標として取り組んでおります。1つが確かな学力を育む教育の充実、2つが豊かな心と社会性を育む教育の充実、3つ目が健やかな心身を育てる教育の充実、これはいわゆる知徳体でございます。そして4つ目が特別支援教育の充実、5つ目が国際理解教育の充実、そして6つ目が安心して学べる学校づくりの推進、7つ目が保護者や地域に信頼される学校づくりの推進、以上の7つの視点を教育の目標として取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 子育て施策の状況からということでございます。

吉富町は、夢と希望を持って子育てのできる住みよい町を基本理念とし、乳児期の教育、保育、地域の子供、子育て支援に共通の仕組みを定める子ども子育て支援法に基づいた子ども子育て支援ニーズを反映した平成27年から5年を1期とする子ども子育て支援事業計画を作成しており、その中に事業の見込みや供給体制の確保などを記載しております。

地域間に比較して上位であるかということではございますが、施策においては決して他の行政に引けを取らないと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 教育長の目標のところですね、確かな学力と豊かな心と社会性というノルマですね、かなりの成果があるかなとお聞きしておりましたんですが、ごめんなさい体とか成果があるかなと思ったんですが、心と社会性の分野ですね、ごめんなさい、心と社会性の分野ではいかがなんでしょうか。大事なことだろうと思いますが、目標にどのような達成というか近づいていると思っておられますか。問題点がございませうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 今の御質問につきましては、次の保護者のニーズに応えることができるという質問があるかと思いますが、その中で一緒によろしいでしょうか。

○議員（7番 是石 利彦君） ああそれで結構ですよ、はい。

○教育長（園田 陽一君） 吉富小学校におきましては、昨年1月に保護者の学校教育に対するニーズを把握するためにアンケート調査をいたしました。質問は、学校にどのような教育や指導を期待しますかという問いでございます。

2項目の内容を設定いたしました。この項目につきましては、いろんな学校のほかの学校の調査項目とかそういうものを参考にいたしまして、吉富小学校独自の調査項目を作成したものでございます。そして、それぞれに1点から4点の得点をつけてもらったわけです。4点までで集計いたしました。

その中で、一番得点が高かった項目は3.7の教科の基礎的な学力を伸ばす、それから学ぶ意欲を高める、それから今言われました社会のマナーやルールを教えるということでございました。そして、次に3.6と高かったのが道徳や思いやりを教える。それから、地震や津波、火災が起きたときの身を守る方法を教える。そして次の3.5が表現力やコミュニケーション能力を伸ばすということでございました。

このアンケート結果から、保護者は各教科の基礎学力の向上や学ぶ意欲の高揚ですね、それを望んでると同時に、社会のマナーやルールなどの規範意識、これを高めることを強く望んでいることがわかるのではないかと考えております。

これに対応して、学力の向上や学ぶ意欲等につきましては、毎日の授業、それから授業研究及びきめ細かな指導等を通して、十分とは言えませんがそれなりの効果を上げることができているのではないかと考えております。

しかし、生徒指導上の問題につきましては、生活習慣の乱れ、子供同士のトラブル等の問題行動もときにはあります。そのためにも、基本的な生活習慣、規範意識の向上、そして生命尊重など、生きる力の基礎となる道徳性について重点的に指導していく必要がある、そのように思っています。

るところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 分析をありがとうございます。非常に私のイメージと合致してると思います。というのが、現に小学校中学校の生徒たちによる、言い方うまく言えませんが不適切な行動と言いますか、たむろしてということがあります。ある種その年齢、中学生の思春期を迎える子供たちのある種、何ていうんですか自然な動きじゃないかなとある程度思うんですね。

ただし、一人だとそういうことないんですが多数、数人が集まるとどうしても助長が激しくなりまして、ちょっと常軌を逸するちゅうなこともあるやも聞いております。それに対する指導なり、非常に難しい問題だろうと思いますが、これについて同僚議員からもいろんな提言なり質問があったと思いますが、ぜひともこの件について教育委員会と先ほどありました吉富町教育総合会議ですかそういうところ、それから青少年育成会議、私もそこのメンバーであります。年に1回の総会で行くだけで、勉強にはなるんですが意見交換とか現場の先生方のせっかくの講演も、それを受けながら皆さんから質問を受けるとか、そういうシンポジウムとか何かそういう発展させた動きにぜひ持って行って、何かこう解決策ちゅうか模索しながら第一歩を踏み出してやってもらいたいと思っております。

それから、次いきますね、どこまでいったんかな。（発言する者あり）③、現在吉富町駅とその周辺環境は、子供たちにとって決してよい環境とは思えないのではないかと書いておりますが、どういうことかちゅうと人が少ない、人通りがないとか、いつも電気がついて明るいとかいろいろあると思いますが、環境改善のための施策は何か考えているのか。駅周辺といいますと、駅のアクセス道路、もっと広く言うと駅までに来る道路ちゅんですかね、通勤道路も含めまして子供たちの通学路もその環境をよくすることもかなり必要だろうと思いますが、このことについて何か施策を今模索していただいておりますか。どうぞお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、吉富駅周辺について当課のほうで整理しましたのでお答えさせていただきます。

まず、吉富駅の周辺整備につきましては、職員が1年の時間をかけまして道路や歩道などの施設整備計画案を作成し、3カ年で再整備をしました。決して使いづらいついとか悪い施設を整備したとは思っておりません。整備完了後に利用者へアンケートでは、駅周辺がきれいになり利用しやすい、駐輪場が整備されよくなった、以前よりも街灯が明るくなり安心して利用できるなど、約9割の方が駅周辺の環境整備に満足しているとの結果がありましたが、トイレをきれいにしてほしい、コンビニ等がほしい、駐輪場駐車場等が狭い、若い人のたまり場となっているなど、改善

してほしいものとしての意見も寄せられました。

町としましては、駅利用全ての皆さんが満足いただける施設整備ができたとは思ってはおりません。今後廃道部分の有効利用、より利用しやすいトイレの改修、コミュニティホールの利用促進など、駅周辺のさらなる環境整備に向けて検討を始めているところであります。

駅利用者が安全で安心して利用していただくために、さらなる整備を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 担当は、日々改善に向けて模索していただいているのはよくわかっております。引き続きその方向でやっていただきと思っています。

次にいきます。駐在所が1つ移転するというのをちょっとお聞きしておりますが、もう1つ駐在所がまだあるわけですが、あれは広津駐在所ちゅうんですか、どっちを吉富駐在所ちゅうんかようわかりませんが、吉富駐在所を駅前に移築するというような働きかけをやってはどうかと書いておりますが、今豊前署の管轄の中で吉富駅が最重要駅となっております。

これは注目の駅なんですね。子供たちのそういうたまり場になつとる、どういう言い方したらいいかわかりませんが、何かあったら必ず一番最初にパトカーなんか来ますから、出動してくれますので、まず本署のほうに連絡してくださいということを聞いております。

それは、周辺の方々からの通報もあるし苦情もあるし、実際にいろんな事件もありましたし、世間的にもいろんな子供たちの事件事故そういうことがありますので、我が吉富町でもそういうことがないとは言えないし、非常に危険なところにあるんじゃないかというこの警鐘だろうと思って私受けとめてます。

吉富駅を吉富町の玄関口として整備もしたわけですから、これからもどんどん利用していただいてきれいな、本当の名実ともにいい駅だというふうに皆さんに使っていただくようにせにゃならんわけですから、そのためには今言った担当課が明るくきれいなトイレにするとか、そこいろんなアイデア出していただいておりますが、それと同時に警察派出所の移転も駅周辺のどこかにするというようなこの件に対する運動ちゅうんですか、そういうものをやっていただいたらいいかなと勝手に思っておりますが、そういうことは考えていないでしょうか。どうぞお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

吉富町にある駐在所を吉富駅前に移設するように豊前警察署に働きかけてはどうかといった質問でございます。広津駐在所につきましては、警察が移設の準備を進めておりまして、吉富駐在所

所につきましては警察に確認をしたところ、老朽化が進んでおり建てかえの候補箇所ではあるが、具体的な移転計画はまだできていないとのことでございます。

町として、駐在所はその管轄区域内で、現在の場所のような駐在所の存在が目につきやすい主な道路の交差点付近が妥当ではないかというふうに考えられているそうです。

なお、新たに吉富駅に何らかの警察の施設を設置するという事も考えられますが、駐在所や交番の設置につきましては、警察の方針としましてはむしろ統廃合による効率化の方向で進められておりまして、犯罪件数の大幅な増加などの特別な事情がない限りは新設は難しいというふうに思われます。

吉富駅周辺の警備の強化が必要となった場合には、現実的には施設の設置ではなく、先ほど是石議員さん言われましたとおりパトカーによる見回りや駐在所の警察官の立ち寄りの回数や時間をふやすなどの人的対応の強化が中心になろうかというふうに思われます。

いずれにしましても、駐在所の建てかえとなれば警察署より町に対して何らかの相談なり協議があろうかと思しますので、具体的なお話が警察よりありましたら、その内容を踏まえまして慎重に検討した上で対応したいというふうに考えております。

繰り返しになりますけども、犯罪件数の大幅な増加などの特別な事情がない限りはなかなか難しいというふうに聞きました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） いろんな検討なり、その部署に問い合わせをしていただいたようであります。ありがとうございます。

それならば、駅の駅舎に例えばポリボックスのような警察パトカーが立ち寄られるような、定期的に立ち寄られるような、いつでも立ち寄られるような赤いポリランプでもつけて、中に休憩なり書類の事務机なんかを使っていただいて立ち寄られるような状況をつくるちゅうことも、これならば吉富町でも可能だろうと、今のパトカーの立ち寄り場所ですかね、そういうことも可能だろうと思いますんで、ぜひともそういうような前向きのちゅうか、それならば町の考えだけでできるのではないかなと思いますけど、もう一度いかがですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） そういったことも検討はしたいと思いますが、検討したいと思いません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 検討課題にさせていただいたちゅうことで、ぜひ前向きに。実言う

と私青パトに乗ってます。警察の方とお話することもあるんですが、警察署長からもここが重点なんだと、ということは重々何回もお話を聞いております。吉富町がその気になっていただければ、時間は関係なく来ていただけると、立ち寄っていただけるちゅうことは聞いております。ぜひとも担当課長頑張って、連絡協議会で頑張って下さい。お願いいたします。

次に3番目、国民健康保険が県連合会というんですか、に統合されると聞いておりますが、1番、統合目的とタイムスケジュールですね、それから吉富町国民健康保険会計、それから町民へのメリットデメリットを示していただきたいと思います。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

最初に、県連合会に統合ではございませんで県が運営するというものでございます。後ほど詳細に説明をいたしたいと思っております。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に公布されており、保険者の事項に都道府県は当該市町村とともに国民健康保険を行うものとする事とされております。

また、都道府県及び市町村の責務につきましては、都道府県は国保財政の安定化について、市町村は被保険者の資格取得等保険税等の徴収、保険事業の実施などが明記されております。

メリットといたしましては、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、財政運営の効率的な事業の確保等国保運営についての中心的な役割を担うことで国保制度の安定化が図られ、医療費の支払いは月ごとに一旦は市町村が払いますが、速やかに都道府県から交付金として交付されることとございます。安定した財政運営が可能になるものと思われ、さらに標準システムの活用により事務の効率化、コストの削減が図られます。なお、被保険者証の交付事務や保険税、減免取り扱いなど、市町村ごとに異なる事務を共通化することが今後の課題となります。

今のところこれといったデメリットはございませんが、どの市町村も一番関心は市町村ごとの納付金、仮称でございますが、都道府県に納入する額がどのぐらいになるかでございます。

今後、事業運営の広域化に関しまして、保険税収納率の向上対策や特定健診、保健指導実施率の向上対策、その他医療費適正化対策の実施に向けた取り組みのほか、被保険者証交付事務など市町村ごとに異なる事務の統一がワーキンググループ会議等により検討されており、平成29年度までに統一した標準的な事務取扱基準が決まる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私の認識がほんでは違ってたわけです。今聞きますと、財政はやってくれると。徴収は町村が担当する、集めたお金を納付すると。昔何かそんなことしちよった

んかなたしか。最初からこんなじゃなかったんですかね。済いません私の記憶違いで。

要するに独自の、ちょっと疑問があるんです。例えばどっか後半に書いてあると思うんですが、これまで繰入金金の推移と施策の考え方と私書いたと思いますが、今まで吉富町の国民健康保険の収入ではちょっと足りないのので、一般会計から補填をしてきたらと思うんですが、その辺の経緯を、何ですか保険料の経緯とかそういうところをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど申し上げたとおり、持続可能な医療保険制度を構築されるということでございまして、多くの自治体によっては赤字の団体がかなりございます。幸い吉富町においては、国保会計における繰入金を前々からやっていただいております関係上黒字でございます。過去5年間を含め、毎年2,000万円の繰り入れを行っていただいております。

国保加入者の高齢化、低所得者率が進んでいる反面、医療の高度化により医療費は年々増加する一方でございます。保険料抑制のためにある程度の、法定外繰入金と申しますが、これは必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そうです。それは吉富町の優しさですよ。同僚議員が言いよったほほえみのある優しい政策なんですね。要するに独立採算でやらにやいかんのはもう皆さん、私も聞いておりますんでわかりますが、ですから、医療費が年々上がっていきますので保険料も上げにやならん。しかしながらそういうわけいかんということで、一般会計から補填しています。そういう独自の政策がうちでは可能だったわけですね、可能なんですね。

これから県のそういう連合にお任せということになりますと、吉富独自のそういうことは財政に関することはできなくて、もちろん何ていうんですか、健康維持のためのいろんな施策で皆さんの健康維持するということを非常にやらないかんだらうと思っておりますけど、それを連合に入った場合にそのようなことが、今までの吉富のようなことができるんでしょうか。

それとかもう1つ、入らないでいい、独自でいくというような選択肢はあるんでしょうか。短くお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） まず、吉富町が独自の国保会計を維持するかということで、それは無理なお話でございまして、先ほど申しました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の改正がっております。

その中に、先ほど申したとおり国、都道府県及び市町村の責務に関する事項ということがきちっと書かれております。県と市町村が一緒に運営しなさいということで、福岡県のほうも国保の

特別会計設けます。うちの町も従来どおりの特別会計は維持したままでございます。連合に入るわけやなくて、財政の面は県が面倒を見ます。あとの保険税を集めるのとかそういうのは町でやってくださいということです。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） なかなか難しかった、事前に聞いちょきやよかったね。じゃあ要するに国保会計の組合というか、会計は残るわけなんですね。それを、財政も全部渡してしまうんかと思ったんですが、そうじゃないちゅうことですね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今のとこの情報じゃ各市町村特会は残ります。

○議員（7番 是石 利彦君） ああそうですか。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい。以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） でありますから、今までの国保の取り組みのように、医療費の削減のため、町民の健康維持のため、早期発見早期治療のために、引き続き力を入れて町独自の施策が可能だということだろうと思いますね。ですね、ですよね。うん。

だから、なおさら例えばあいあいセンターの力が重要になると思います。それから、福祉のいろんな会の方がおると思いますが、引き続き力を入れて協力し合いながら、町民の健康維持をして医療費の削減をせにゃならんわけです。

毎年どれぐらいの削減ができるものでしょうか、そういうのは試算したんですか。こんなことしたら下がっていくとか、今実際に下がっているんですか。広がっていくのが少し傾斜が緩やかになったとか、ちょっと最後ですがそこだけ教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この中の資料のどっかにあると思うんですが、確かに保健指導によって一時的に医療費は下がりました。しかしながら、また最近は徐々に上がっております。

原因といたしまして、やっぱり高度医療ですね、最近の直近のニュースを聞いたら、日本で最高のレセプト、1カ月当たりの請求が来るんですけど、最高が1億1,000万ということです。今のうちの国保でも毎月数百万円の請求が来るレセプトが（発言する者あり）はい、1人ございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 取りとめのない質問でしたが、今回は皆さんにおしかりを受けん

ような何とかいきましたね。引き続き頑張りますのでどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（若山 征洋君） これにて一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたしますが、議長として一言おわびいたします。名前を間違えて御迷惑をかけたことを深く反省しております。今後は気をつけたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

長時間お疲れさまでした。

午後 2 時 41 分散会
